岡崎市地域強靱化計画
（素案）

令和9年2月改定

岡崎市

第1章　計画の策定趣旨、位置づけ

1　国土強靭化の理念等

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

国の国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）では、これまでの様々な防災対策は一定の減災効果を果たしつつも、想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきたという事実があり、その反省から、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、事前復興、さらには平時の経済成長や国際競争力の向上といった発想に基づき、国づくりに係る総合的な対応に継続的に取り組むことが重要であることを示している。

このため、基本計画では、国土強靭化の基本目標として、いかなる災害等が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること、②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興と位置づけ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしている。また、基本計画において、国土強靭化の理念を踏まえ、国土強靭化を推進する上での展開方向を定めている。

本市においても、南海トラフ地震による地震災害を始め甚大な被害をもたらす大規模自然災害等の発生が危惧される中で、国土全体の強靭化における理念や基本的な方針はもとより、国の基本計画及び愛知県地域強靭化計画との調和を図りながら、本市の強靭化を推進しなければならない。そのため、本計画において、地域特性や想定される被害の様相も踏まえて本市を強靭化する意義を明らかにしたうえで、強靭化の基本目標や対策目標などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にすることが求められる。

2　計画の策定趣旨

南海トラフにおいて、マグニチュード8～9クラスの地震が高い発生確率で予測され、発生した場合には甚大な被害が想定される。また、地球温暖化などを始めとする気候変動の影響として、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害などの激甚化や、渇水の深刻化が懸念されている。さらには、大雪災害による交通を始めとした都市機能の混乱や地域の孤立等の被害が日本各地で発生している。こうした様々な大規模自然災害に備え、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要がある。

基本法で、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされた。（第4条）

岡崎市地域強靭化計画（以下「本計画」という。）は、市民の生命と財産を守るのみならず、経

済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の本市の強靭化に関する施策を国全体の国土強靭化政策や愛知県地域強靭化計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した強靭化施策の実施により強靭な地域づくりを図るため、女性や障がい者、高齢者、外国人などの意見を踏まえるなど、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れることとする。

3 岡崎市を強靭化する意義

後述する地域特性や本市において想定される被害も考慮したうえで、本市を強靭化する意義を以下に示す。

区分	岡崎市を強靭化する意義
第1の意義	大規模自然災害等が発生しても、市民の生命・財産と市民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たして社会経済活動を維持すること
第2の意義	三河地域の中核都市として、ものづくり産業をはじめとする産業・経済活動を支え、平時にも防災対策を活かしながら、三河地域の持続的な発展に貢献すること
第3の意義	西三河地域の中核都市として、災害時にも行政、医療、交通・物流、産業等の都市機能を維持し、周辺地域との相互支援や広域的な応急・復旧活動を支えて、周辺地域の強靭化に寄与すること

東日本大震災の発生を受け、平成27年3月に公表した「南海トラフ地震被害予測調査報告書（岡崎市）」（以下「地震被害予測調査」という。）では、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震により、甚大な被害が発生するおそれがあることがあらためて明らかとなった。また、本市は、明治以降のみを見ても、昭和東南海地震、三河地震、また伊勢湾台風、平成20年8月末豪雨など、甚大な大規模自然災害等を経験している。

本市を強靭化する第1の意義は、巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、市民の生命・財産と市民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、社会経済活動を確実に維持することである。

また、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない社会経済活動のシステムを確保することにより、本市、県、近隣自治体、民間事業者、経済団体等それぞれに、平時における状況の変化への対応力や、生産性・効率性の向上をもたらすことが期待される。

本市を強靭化する第2の意義は、国内屈指の製造業拠点である三河地域の中枢・中核都市として、本市の基幹産業であるものづくり産業をはじめとする産業・経済活動を支え、三河地域の持続的な発展に貢献することである。このため、非常時における防災・減災等の効果のみならず、その施設や取組が平時の市民生活や産業・経済活動、地域の活性化に果たす役割も考慮し

て、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫することが求められる。

さらには、本市の強靭化に向けた地域づくりは、この地域にもたらす効果のみならず、他の地域が被災した場合のサポート機能を備えることでもあり、国全体を視野に入れた代替性・冗長性を確保することに資するものとなる。また、本市が迅速に復旧・復興できない事態となれば、市民生活への影響が長期化するだけでなく、本市に集積するものづくり産業をはじめとする産業・経済活動や広域的な交通・物流機能の停滞を通じて、西三河地域をはじめとする周辺地域の社会経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このように、本市を強靭化する第3の意義は、西三河地域の中枢・中核都市として、災害時においても行政、医療、交通・物流、産業等の都市機能を維持し、周辺地域との相互支援や広域的な応急・復旧活動を支えることにより、西三河地域をはじめとする周辺地域の強靭化に寄与することである。

本市の強靭化の推進に当たっては、これらの意義を常に念頭においた上で、この地域の重要性や地域特性等を鑑み、過去の自然災害の教訓や、女性や障がい者、高齢者、外国人などの多様な視点を踏まえ、ハード・ソフトの様々な対策に取り組んでいく。

4 計画の位置づけ

⑴ 対象とする区域

計画の対象区域は岡崎市全域とする。ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とする。

特に西三河地域は、愛知県のほぼ中央部を縦断する形で位置し、9市1町で形成された地域である。中心的な産業は工業で、製造品出荷額等は西三河地域だけで全国の地域で約9.2%(年間約35.1兆円)を占め※1、日本を代表する産業集積地である。

こうした活発な産業活動を背景に約160万人が居住しており※2、製造業の従業員とその生活を支える3次産業に携わる住民によりまちが形成されている。そのため、大規模災害が発生した場合には、住民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧復興を果たすことが西三河地域共通の使命であり、地域の強靭化や、国全体の強靭化への貢献に向けては、西三河地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要となる。

※1 総務省・経済産業省「2025年経済構造実態調査(「製造事業所調査」)地域別統計表・参考表(2024年実績)より算出

※2 愛知県「あいちの人口」令和8年9月1日現在、第1表より算出

⑵ 基本計画等及び各種計画との調和等

ア 基本計画、愛知県地域強靭化計画との関係

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定し、基本法第14条に基づき基本計画との調和を保ちつつ、愛知県地域強靭化計画との調和及び連携・役割分担を図る。

イ 岡崎市総合計画を始めとする各分野の計画等との関係

また、本市の市政運営の基本方針である「第7次岡崎市総合計画」を最上位計画とし、基本法の趣旨を踏まえ、岡崎市地域防災計画を始めとする各分野別計画の強靭化に関する

部分について指針性を持つ計画として位置付ける。

ウ　様々な主体の連携による取組の推進

この地域の強靭化を図るには、地域の脆弱性を総合的に検討し、地域全体で危機感や今後の地域づくりの方向性を共有するとともに、策定主体である市が実施すべき取組と、各主体が実施すべき取組を明らかにすることにより、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。このため、本計画においては、市が自ら担う取組だけでなく、市の強靭化にとって必要となる、民間事業者、国、県等の関係者による取組との連携・協力・調整を図りながら強靭化を実現する。

エ　国土強靭化実施中期計画

令和5年6月に改正された基本法では、中長期的かつ明確な見通しのもと、国土強靭化施策の内容及び目標を明らかにするため、国において「国土強靭化実施中期計画」を策定することが明文化された。これを受け、令和7年6月には「第1次国土強靭化実施中期計画」が策定されている。今後は、同計画の内容や愛知県地域強靭化計画への反映状況を踏まえながら、必要な施策を本市の強靭化の取組に適切に反映していく。

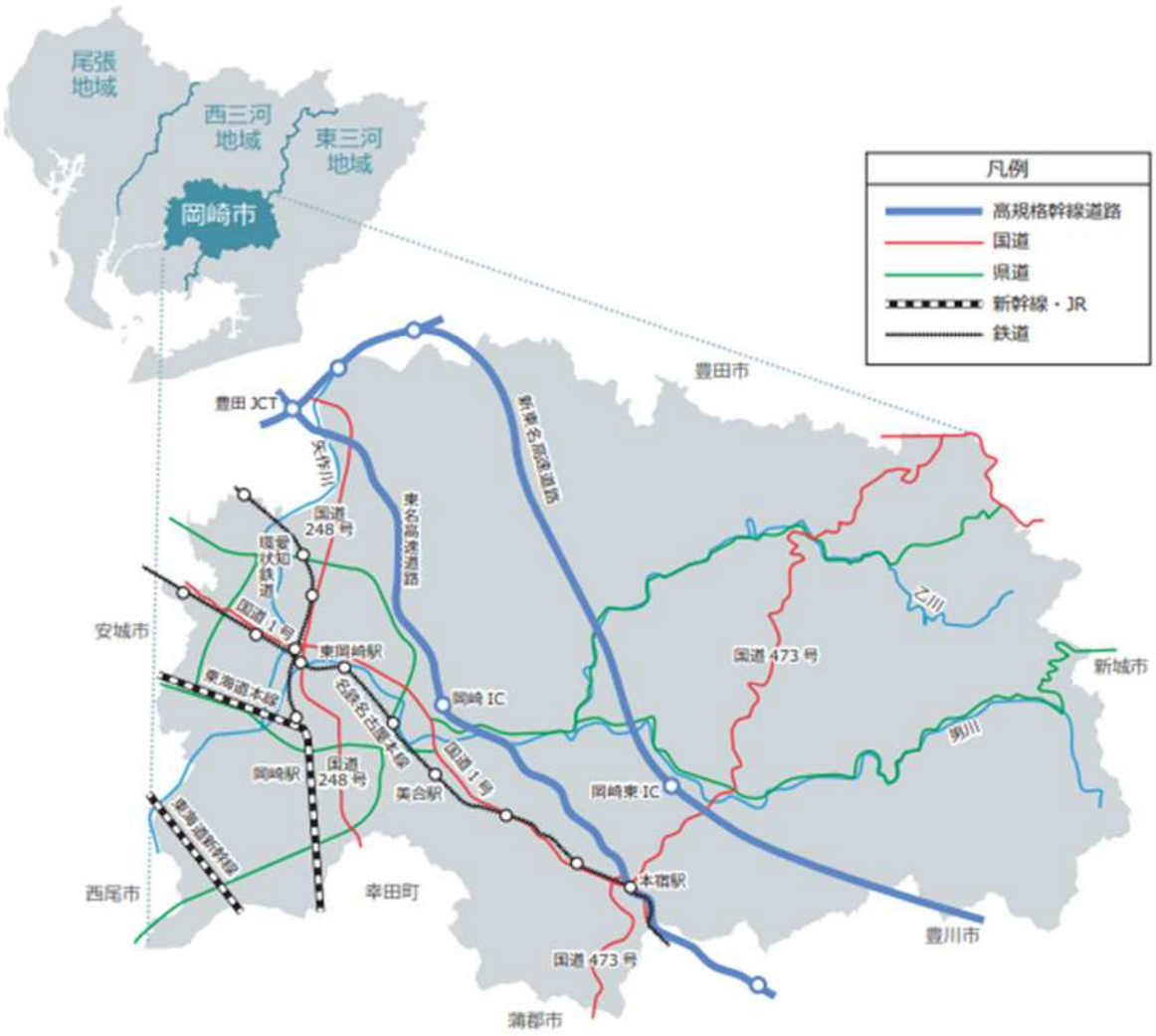


第2章　岡崎市の地域特性等

1　岡崎市の地域特性等

⑴　地形

本市は、愛知県の中央部、三河山地と岡崎平野の接点にあり、三河高原の西端に位置している。この丘陵台地の西を北から南に縦断して矢作川が、東から西に横断する形で乙川が流れる水環境に恵まれた地にある。気候は、典型的な太平洋岸式気候であり、夏は高温多湿で雨が多く、冬は季節風が吹き乾燥しやすい。降雪はほとんど見られず、一般に四季を通じて恵まれた気象条件といえる。総面積387.2㎢は県内3番目の規模であり、市の北部は豊田市に、東部は新城市に、西部は安城市、西尾市に、南部は幸田町、蒲郡市、豊川市に接している。交通は広域利便性に優れており、JR東海道本線、名鉄名古屋本線及び愛知環状鉄道線の鉄道網や、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道248号、国道473号の幹線道路網により、名古屋市や周辺都市との連携が図られている。



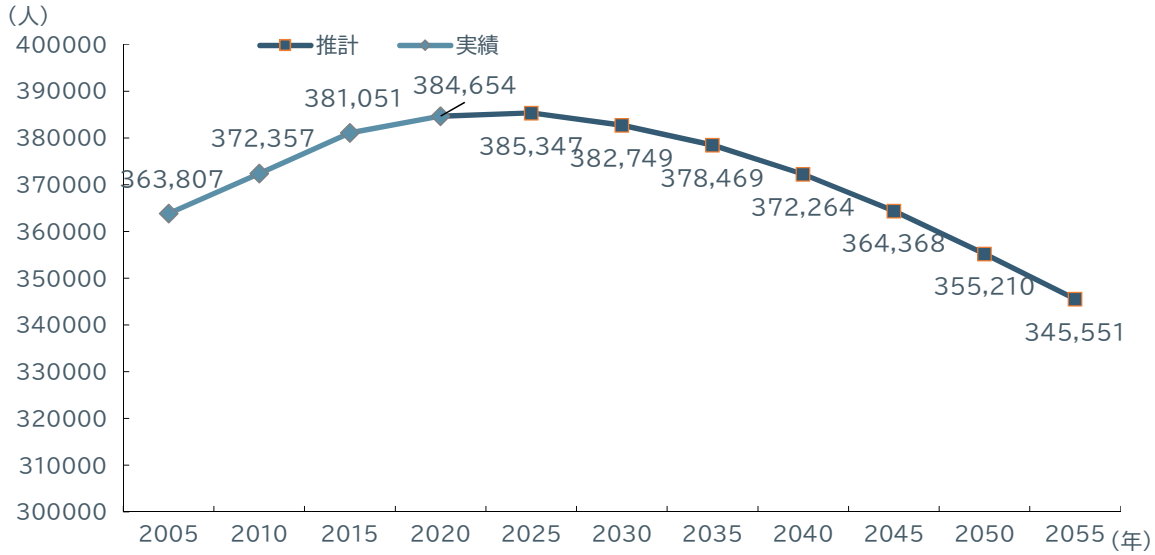
（「第7次岡崎市総合計画（後期計画）」より）

⑵ 人口動向

ア 総人口の推計結果

2024年3月の岡崎市将来推計人口報告書では、本市の将来人口は、2025年の385,347人をピークに減少し、2055年には345,551人まで減少する結果になっており、2020年から2055年までの35年間で39,103人が減少し、減少率は10.2%になっている。一方、2025年国勢調査の人口は377,631人となっており、当該推計を下回っている。

【人口推計結果】



（2024年3月岡崎市作成「将来推計人口」より）

イ 年齢4区分別の推計結果

2024年3月の岡崎市将来推計人口報告書によると、2020年から2055年までの35年間で、0～14歳の年少人口は15,102人、15～64歳の生産年齢人口は52,335人減少すると推計されている。また、75歳以上の人口は増加傾向で推移し、2055年には総人口の22.0%を占め、65歳以上の高齢化率は34.5%となると推計されている。

【年齢4区分別による人口見通し】



（2024年3月岡崎市作成「将来推計人口」より）

【年齢4区分別による人口構成の見通し】



（2024年3月岡崎市作成「将来推計人口」より）

⑶ 経済的特性

ア 岡崎市の産業

本市の農業は、都市近郊型農業で、水稲を主体に、なすやいちごの施設園芸や、ぶどうなどの果樹、花き、畜産など平坦地から山間地までバランス良く農業が展開されている。特に平坦地域では、ほ場の大規模化により担い手への利用集積が進み、水稲・小麦・大豆のブロックローテーションが確立している。また、おかざき農遊館・ふれあいドーム岡崎といった産直施設を設置し地産地消を推進している。耕地総面積は3,090ha※1、農家戸数は2,331戸※2となっている。

※1 農林水産省「令和7年作物統計調査」（市町村別データ・耕地面積、2025年7月15日現在）
※2 農林水産省「2025年農林業センサス」（2025年2月1日現在）

本市の工業は、自動車をはじめとする輸送用機械、生産用機械、金属製品等県内有数の製造業の集積地であるほか、三河花火、石製品、八丁味噌、三河仏壇等の伝統的産業がある。また、先端産業をはじめとする企業誘致を積極的に行い、工業の振興を図っている。

本市の商業は、西三河随一の商業力を誇っていたが、大型店の出店や商店街の機能の低下等に伴い、消費動向が変化し、中心市街地の空洞化や商店街の衰退をもたらしている。そのため現在は、商店街の機能強化と魅力ある個店づくり及び中心市街地から岡崎駅前周辺までの都心ゾーンを核とした商業機能の集積と観光を連携した魅力あるまちづくりを目標として商業の活性化を推進している。

【岡崎市の産業に関する統計まとめ】

	金額(百万)	備考
農業産出額	10,280	農林水産省　令和6年市町村別農業産出額(推計)
製造品出荷額等	3,228,657	総務省・経済産業省　2025年経済構造実態調査(製造業事業所調査)
年間商品販売額	919,034	総務省・経済産業省　令和3年経済センサス-活動調査

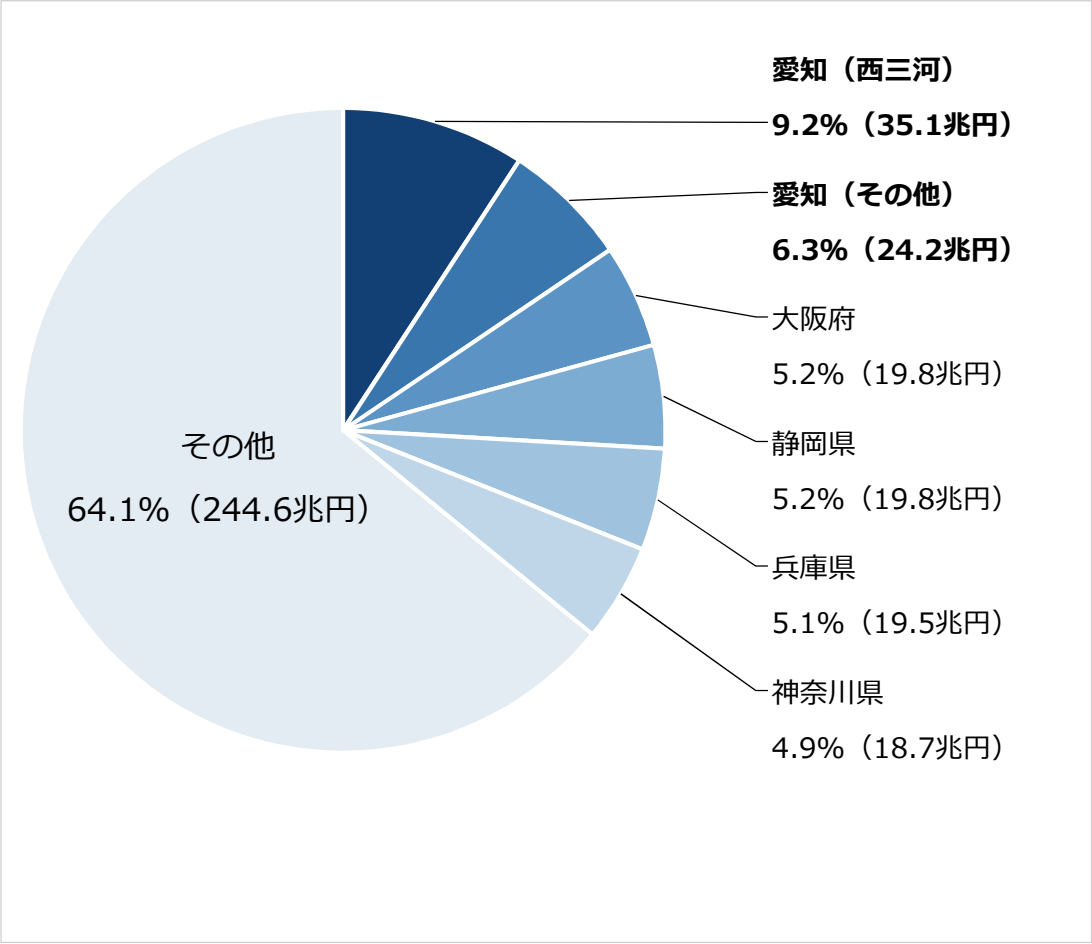
イ　西三河地域のモノづくり産業の中枢性

西三河地域は、自動車メーカーの本社や研究開発・生産拠点のほか、機械・金属関連や電気・電子機械など多種多様なサプライヤー企業が数多く立地する世界的な自動車産業の拠点であり、全国一である愛知県の製造品出荷額等の5割以上を占め、モノづくり愛知のけん引役を果たしている。

グローバル競争の激化や世界レベルでの生産体制の構築が進む中にあって、西三河地域には、自動車産業を中心に世界的なモノづくりの拠点として、引き続き、産業経済を力強くリードしていくことが期待される。

しかし、近年、市街地では、東海豪雨や平成20年8月末豪雨をはじめとする局地的な集中豪雨により、甚大な浸水被害が発生している。また、南海トラフ地震の被害予測では、沿岸部を中心に、津波による建物の倒壊等甚大な被害の発生が懸念されている。このため、新たな産業や技術の開発機能や次世代産業の育成・振興などを通じて、モノづくり産業の中枢性を維持・強化し、大規模災害時にも市民の暮らしを守り、モノづくりの世界的な拠点である西三河地域の産業経済活動を維持・確保できる、安心・安全な地域づくりを進めていくことが必要である。

【製造品出荷額等】



出典：総務省・経済産業省「2025年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」地域別統計表

⑷ 社会資本の老朽化

地方公共団体においては、全国的に厳しい財政状況下にあって、人口減少等の将来変化が見込まれる中、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。

「公共施設等」とは、市が所有する全ての施設を指しており、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、上水道・下水道等の公営企業施設、廃棄物処理場等のプラント施設を含む。

本市では、昭和 40 年代後半から平成の初期にかけて一定のペースでハコモノ整備をしてきたが、それ以降は若干鈍化してきた。一般的に劣化が急激に進むとされる築 30 年以上の建築物の割合は、全体では 57%で、5割を超えている。保有割合が最も多い「学校教育系施設」では 76%に達している。保有割合が次に多い「住宅系施設」では 63%に達している。

インフラ施設は、日常生活や経済活動の根幹を支えるものであり、大規模災害時における復旧工事では道路・橋りょう、続いて上下水道が優先的に施工されることからも、その重要性が認められる。全国でインフラ施設が一斉に老朽化していること、老朽化対策の遅れは生命・財産を脅かす事態に発展する可能性が高いことから、国家的課題としての取組みが進められており、国の補助制度においてもその動向を反映したものに転換が図られている。本市が管理するインフラには、道路、橋りょう、河川、農業施設、公園、上水道、下水道等がある。類型ごとで老朽化対策に係るこれまでの取組みに大きな差が生じているが、それぞれで耐用年数、付帯設備、メンテナンスサイクル、老朽化した場合の危険性が異なることによるもので、必ずしも一律の進捗を必要としない。ただし、対策に遅れが生じているものについては、取組みを強化する必要がある。岡崎市公共施設等総合管理計画の試算では、令和3年度から令和 37 年度までのインフラの更新費等を累計すると 2,649 億円(年平均 76 億円)となった。これに対して、今後のインフラの投資可能額は 2,518 億円(年平均 72 億円)となり、更新費等累計額に対して 131 億円(年平均4億円)の不足が見込まれる。

本市では、平成 28 年8月に「岡崎市公共施設等総合管理計画」(令和4年3月改訂)を策定し、必要となる関連データの分析を行い、施設全体に関する基本的な方針を設定し、あわせて類型別に管理の基本方針を定め、公共施設の適正管理による安全で持続可能な公共施設サービスの実現に向けた取組みを進めている。

出典:岡崎市「岡崎市公共施設等総合管理計画」(令和4年3月改訂)

2 岡崎市に影響を及ぼす大規模自然災害

⑴ 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、岡崎市に被害が生じる大規模自然災害等（地震、風水害（豪雨、暴風、洪水、竜巻）、土砂災害、異常渇水等）を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。一方で、被害については、地震などの具体的な被害想定等も参照し、被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。

なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

⑵ 地震により想定される被害

愛知県の「愛知県南海トラフ地震被害予測調査」（令和8年6月公表）において、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震モデルによる被害を想定している。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりである。

① 「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル（本市の地震対策を進めるうえで軸となる想定として位置づけられるもの）

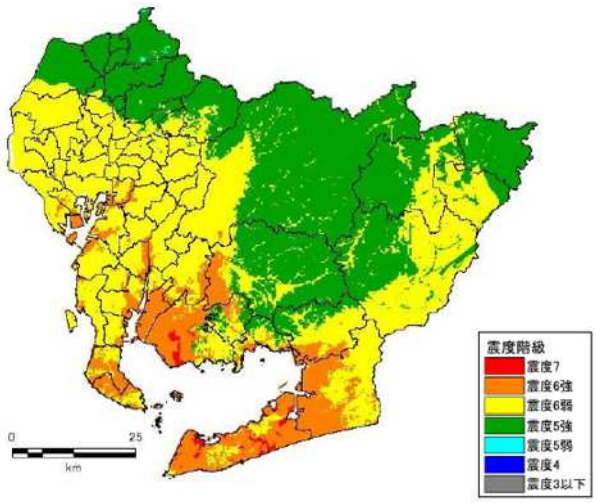
② 「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル（主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの）

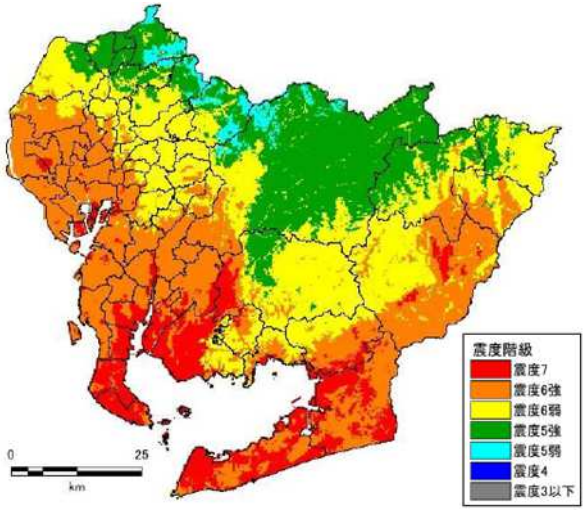
- 強い揺れ、液状化に伴う被害
  - 過去地震最大モデルでは、矢作川沿川地域を中心に市域全体の約5％で、震度6強以上の非常に強い揺れが想定され、市内中央部を中心に市域の約50％で震度6弱が想定されている。また、矢作川沿川地域に液状化危険度が高い地域が広がっている。
  - 理論上最大想定モデルでは、矢作川沿川地域を中心に市域全体の約15％が震度6強以上の非常に強い揺れが想定されている。

【震度分布】

① 「過去地震最大モデル」

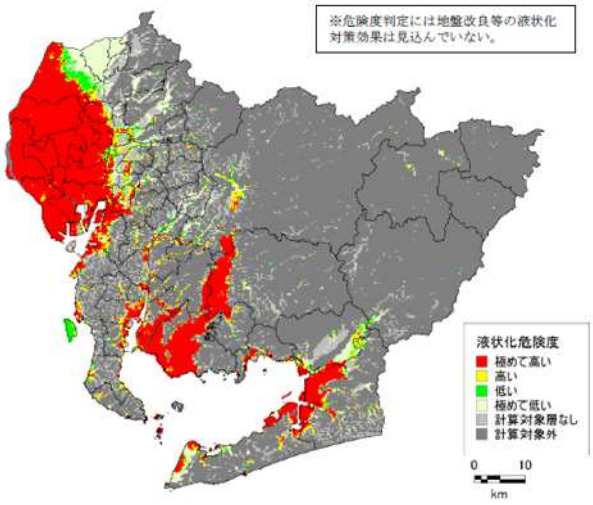


② 「理論上最大モデル」(陸側ケース)

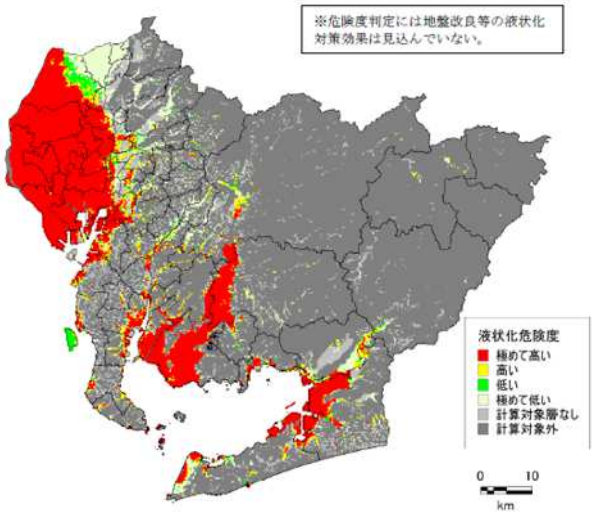


【液状化危険度分布】

① 「過去地震最大モデル」



② 「理論上最大モデル」(陸側ケース)



【建物被害(全壊・焼失)】

地震の区分	①「過去地震最大モデル」	②「理論上最大想定モデル」
揺れによる全壊	約2,200棟	約10,000棟
液状化による全壊	約900棟	約900棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約70棟	約100棟
地震火災による焼失	約1,500棟	約8,400棟
合　　計	約4,700棟	約20,000棟

注1)端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2)過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケース想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合(冬・夕方)。

注3)理論上最大想定モデルは、地震のケース別に複数想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合(地震:陸側ケース、季節時間帯:冬・夕方)

【人的被害(死者)】

地震の区分	① 過去地震最大モデル	② 理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者	約100人	約500人
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	(約10人)	(約40人)
急傾斜地崩壊等による死者	約10人	約10人
地震火災による死者	*人	約100人
合　　計	約100人	約600人

注1)端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2)過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケース想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合(冬・深夜)。

注3)理論上最大想定モデルは、地震のケース別に複数想定したうち、市全体の死者数の合計が最大となる場合(地震:陸側ケース、季節時間帯:冬・深夜)。

注4)死者数の*印は5人以下

- 長周期地震動

  想定される南海トラフの地震においては、長周期地震動による影響も懸念される。

  長周期地震動は、揺れが1往復するのにかかる時間(周期)が長い地震動で、超高層建築物(高さ60メートル超)等に大きな影響を及ぼすおそれのある地震動である。

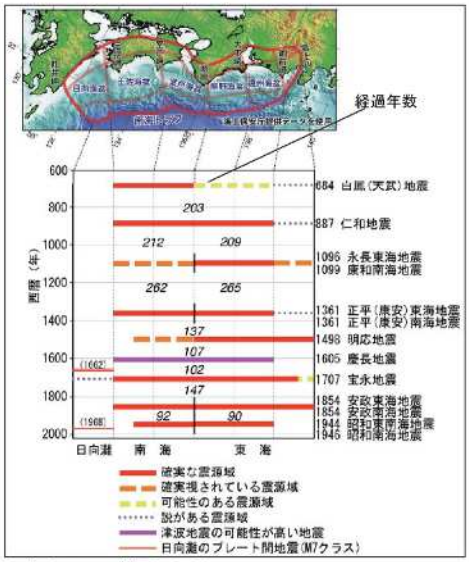
  地盤の柔らかな堆積層が厚く分布している矢作川沿川地域では、揺れの継続時間が長時間となる可能性があり、高層建築物等に大きな影響が出るおそれがあることが指摘されている。また、 室内への影響として、固定されていない多くの家具の転倒やオフィス機器等の移動により、人的な被害が発生するおそれがあることも指摘されている。

- 活断層で起きる地震

  活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が1,000年程度から長いものでは数万年程度とされている。市内では確実度の高い活断層は確認されていないもののいつどこで発生してもおかしくない状況にある。現に明治24年(1891)には活断層で起きる地震としてはわが国最大規模の濃尾地震(震源:現在の岐阜県本巣市)が、昭和20年(1945)には昭和東南海地震の37日後に三河地震(震源:三河湾)が発生し、それぞれ市内でも被害が記録されている。

南海トラフ地震

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的よく残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の事実が確実なものとされている。



南海トラフの地震の歴史
（出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）について／地震調査研究推進本部　に加筆）

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。

1944年の昭和東南海地震及び翌1945年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

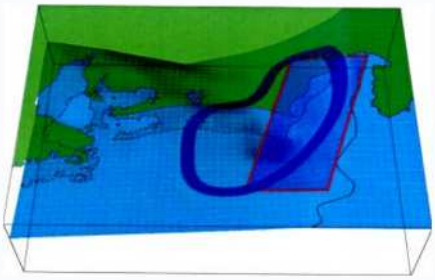
【南海トラフ地震の長期評価】

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率（算定基準日：令和8年1月1日）		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	ほぼ0%～40%	60%～90%程度以上	90%程度もしくはそれ以上

（地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果）

これまでの地震防災対策

2002年度に拡大した想定東海地震の震源域



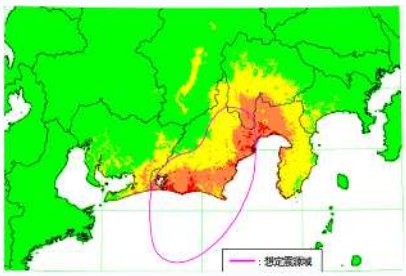
：あらたな想定震源域
：中央防災会議（1979）による想定震源域
出典：東海地震に関する専門調査会報告／中央防災会議

この地域で繰り返し発生してきた地震に対する、国、愛知県及び本市のこれまでの地震防災対策の流れを以下に示す。

昭和51年に東海地震の発生可能性が指摘されたことを受け、国は昭和53年6月に「大規模地震対策特別措置法」を制定し、翌昭和54年9月には東海地震に係る地震防災基本計画を策定した。その後、東海地震の想定震源域の見直しに伴い、平成14年4月には地震防災対策強化地域の大幅な見直しが行われ、本市も強化地域に指定された。

また、東南海・南海地震への対策についても検討が進められ、平成14年7月には「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、平成15年12月には、本市を含む地域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。

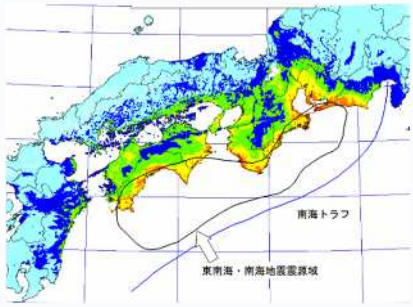
東海地震の想定震源域と震度分布



出典：東海地震に係る被害想定結果／中央防災会議

こうした中、国は東海地震及び東南海・南海地震に対する「地震対策大綱」や「地震防災戦略」を策定し、想定される人的被害・経済被害の軽減に向けた対策を推進してきた。愛知県においても、平成14年度に「第1次あいち地震対策アクションプラン」を策定し、その後、国の地震防災戦略や新たな被害想定等を踏まえながら、地震防災対策の充実・強化を図ってきた。

東南海・南海地震の想定震源域と震度分布



出典：東南海・南海地震に係る被害想定結果／中央防災会議

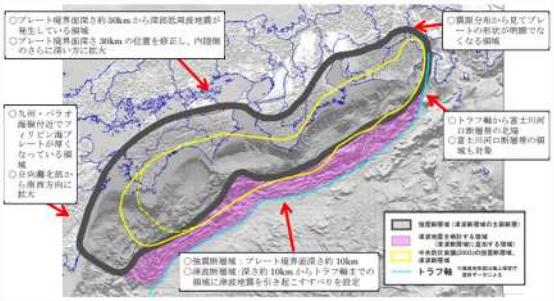
平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、国では、従来の東海地震、東南海・南海地震を個別に想定した対策から、南海トラフ全体を対象とした巨大地震への対策へと大きく見直された。平成25年には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、平成26年3月には「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が策定された。

愛知県においても、東日本大震災の教訓や県独自の被害予測調査の結果等を踏まえ、「第3次あいち地震対策アクションプラン」を策定するなど、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震に対する防災・減災対策を推進してきた。その後、近年の風水害の頻発化・激甚化等を踏まえ、地震対策に特化していたアクションプランを風水害対策も含めた総合的な防災対策へと発展させ、愛知県地域強靭化計画の推進方針に基づく具体的な取組を「あいち防災アクションプラン」として整理し、地震を含む各種災害への対策を一体的に推進している。

本市においても、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の発生に備え、想定される被害を可能な限り軽減するため、平成30年2月に「岡崎市地震対策アクションプラン」を策定した。

同プランでは、「大規模地震による死者ゼロと被害の最小化、暮らしの迅速な回復に向けて、防災・減災対策を着実に推進する」を基本理念に掲げ、減災目標及び具体目標を設定するとともに、5つの対策の柱のもとに具体的な取組を体系化し、岡崎市防災基本条例に基づき、市民、事業者及び行政が協働して地震防災対策を推進してきた。

「南海トラフ巨大地震」の震源モデル



出典：南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等／内閣府）

その後、国及び愛知県における防災・減災、国土強靭化に関する取組の進展等を踏まえ、本市においても、より総合的かつ効果的に防災・減災対策を推進するため、計画体系の見直しを行うこととした。

このため、今回の計画改定では、「岡崎市地震対策アクションプラン」を「岡崎市地域強靭化計画」に一本化し、地震に加えて風水害等も対象とした総合的な強靭化施策として、一体的かつ効果的に推進していくこととする。

⑶ 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

ア 洪水・内水

近年、市内では平成12年東海豪雨、平成20年8月末豪雨、令和5年6月2日大雨などの浸水被害などが発生した。特に、平成20年8月末豪雨では、名古屋地方気象台の観測値において、時間最大雨量146.5mm、総雨量は年間降雨量の1/3におよぶ447.5mmを記録し、2河川で2箇所が破堤、32箇所で護岸等が崩壊し、死者2名、床上・床下浸水3,000戸以上の被害を受けている。

また、令和元年10月の東日本台風では、総降水量が神奈川県箱根で1,000㎜に達し、東日本を中心に17地点で500㎜を超えるなど、多くの地点で時間降水量が観測史上1位の値を更新する記録的な豪雨となり、1都12県に大雨特別警報が発表された。この大雨の影響により7県で71河川140箇所の河川堤防が決壊したほか、土砂災害により甚大な被害が広範囲にわたって発生している。一方、下水道その他の排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水、いわゆる内水による浸水についても、頻繁に被害が発生している。また、都市化の進展によりこうした浸水に対する被害、いわゆる都市型水害の危険度は増大している。

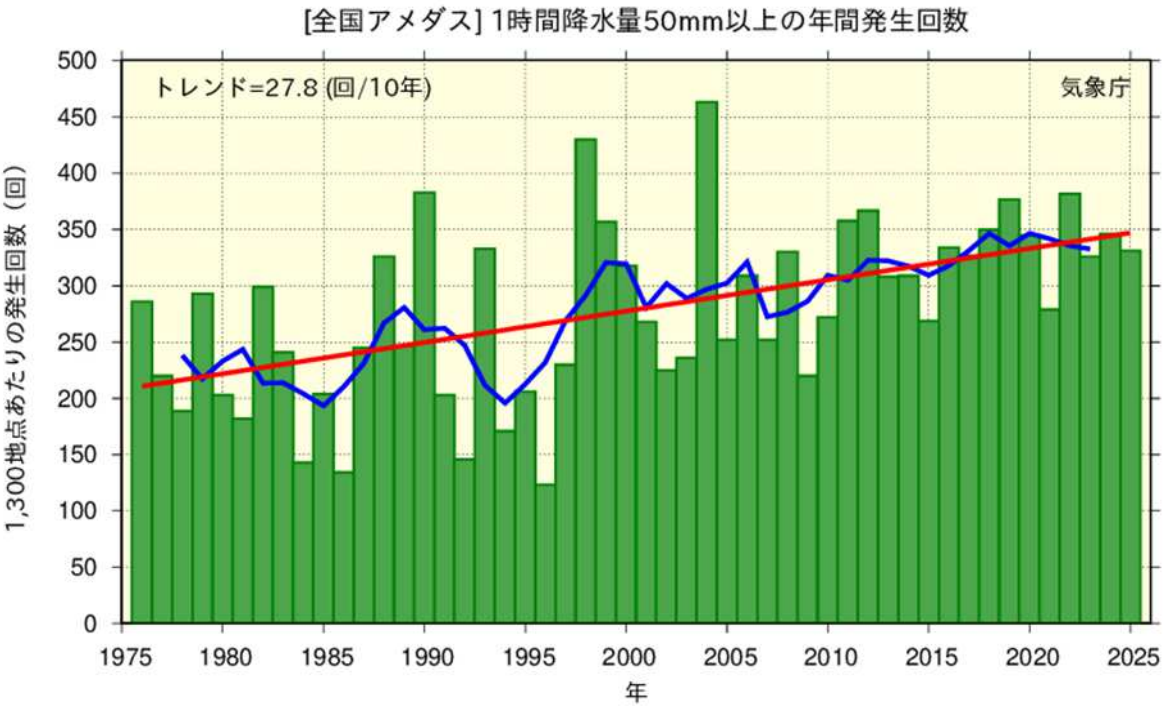
洪水により重大な損害が生ずるおそれがある洪水予報河川、水位周知河川等で想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合の浸水想定区域が指定され避難体制等の充実・強化のため、ハザードマップを作成し、市民にその危険性の周知に努めている。

また、内水についても、平成20年8月末豪雨以降、浸水常襲地区に路上浸水計と浸水警報装置を設置しており、住民に浸水危険度を早期に伝達することによる被害の切迫性の周知に努めている。

- 近年の豪雨の発生傾向

・ 全国における1時間降水量50mm以上の短時間豪雨の年間発生回数は増加傾向にあり、最近10年間（2016～2025年）の平均年間発生回数（約340回）は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数（約226回）と比べて約1.5倍に増加している。（出典：気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」）

・ 愛知県を含む東海地方においても、1時間降水量50mm以上の短時間豪雨の発生回数は増加傾向にあり、アメダス1地点あたりの最近10年間の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間と比べて約1.4倍に増加しています（1979～1988年平均で約0.31回が、2016～2025年平均で約0.42回に増加）。（出典：東京管区気象台「東海地方のこれまでの気候の変化（観測結果）」



（出典：気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」）

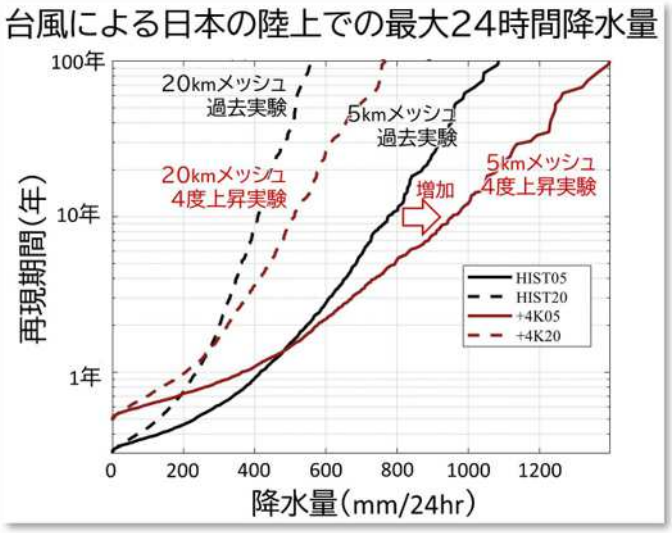
● 台風の発生傾向と将来予測

文部科学省及び気象庁「日本の気候変動2025」によると、1951年から2024年までの台風の発生数及び日本への接近数には、統計的に有意な長期変化傾向は確認されていない。一方、北西太平洋では、台風の強度が最大となる位置が北へ移動する傾向が確認されている。

将来は、地球温暖化に伴い、日本付近の台風の強度が強まるとともに、個々の台風に伴う降水量が増加すると予測されている（いずれも確信度は中程度）。（出典：文部科学省・気象庁「日本の気候変動2025」詳細編第7章を基に作成）

こうした予測を踏まえ、本市においても、台風に伴う大雨や暴風による被害の拡大に備え、河川の氾濫、内水氾濫、土砂災害等への対策を進める必要がある。

【台風に伴う降水量の将来変化】



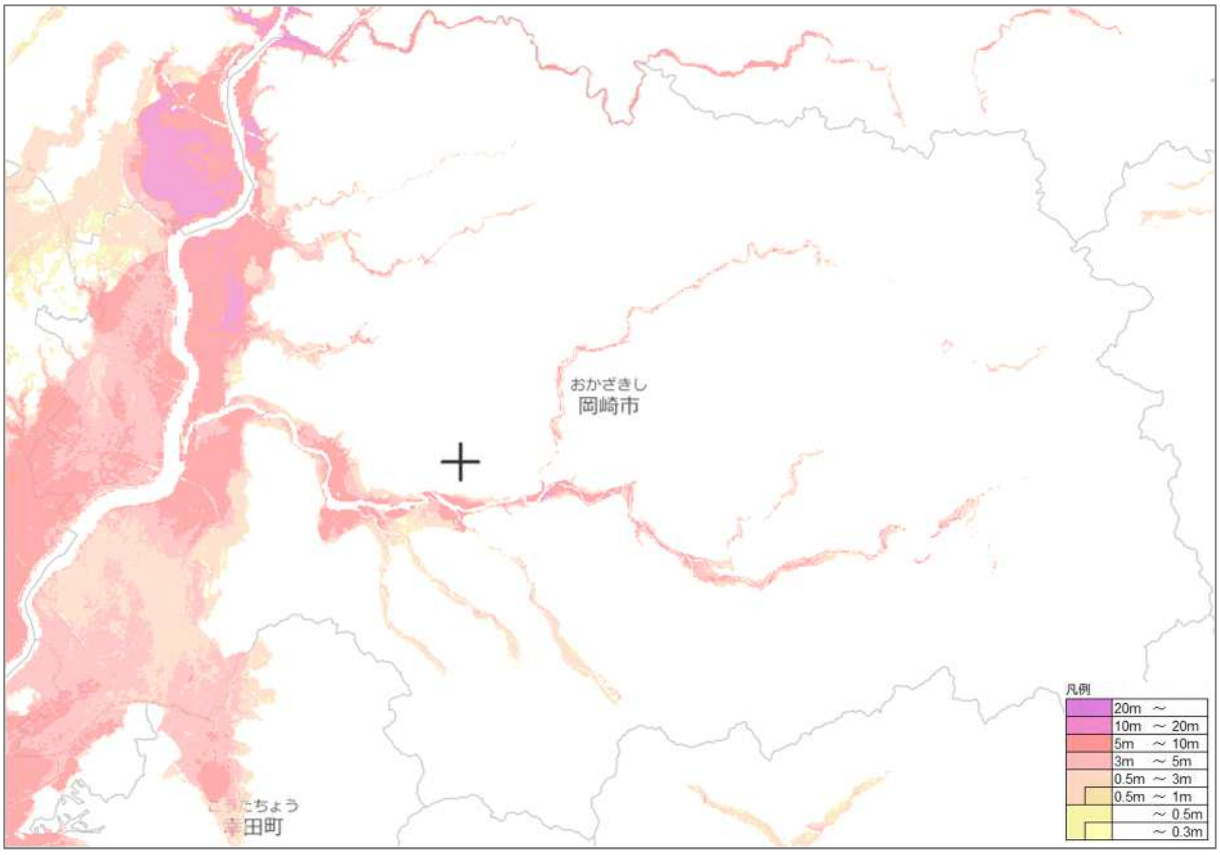
出典：文部科学省・気象庁「日本の気候変動 2025」詳細編、図 7.2.4

- 市内の洪水予報河川(国土交通省管理)と水位周知河川(愛知県管理)

区分	河川名
洪水予報河川	矢作川
水位周知河川	乙川、広田川

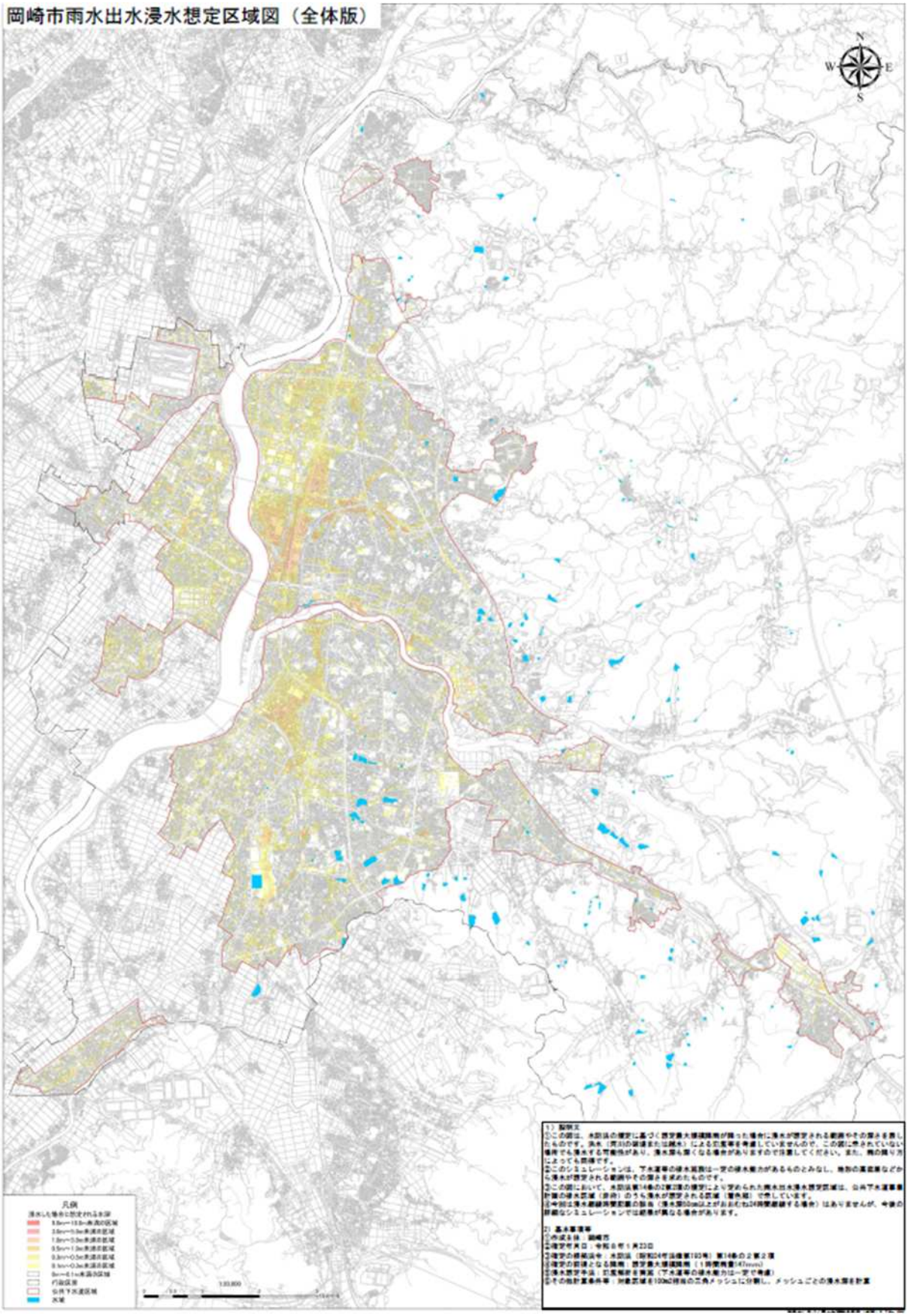
上記の河川とその上流部・支川については、洪水による被害の範囲を洪水浸水想定区域図として示し、浸水リスク情報を提供している。

- 市内河川洪水浸水想定区域図



出典:「ハザードマップポータルサイト」(令和8年10月時点)

- 岡崎市雨水出水浸水想定区域図



イ　土砂災害

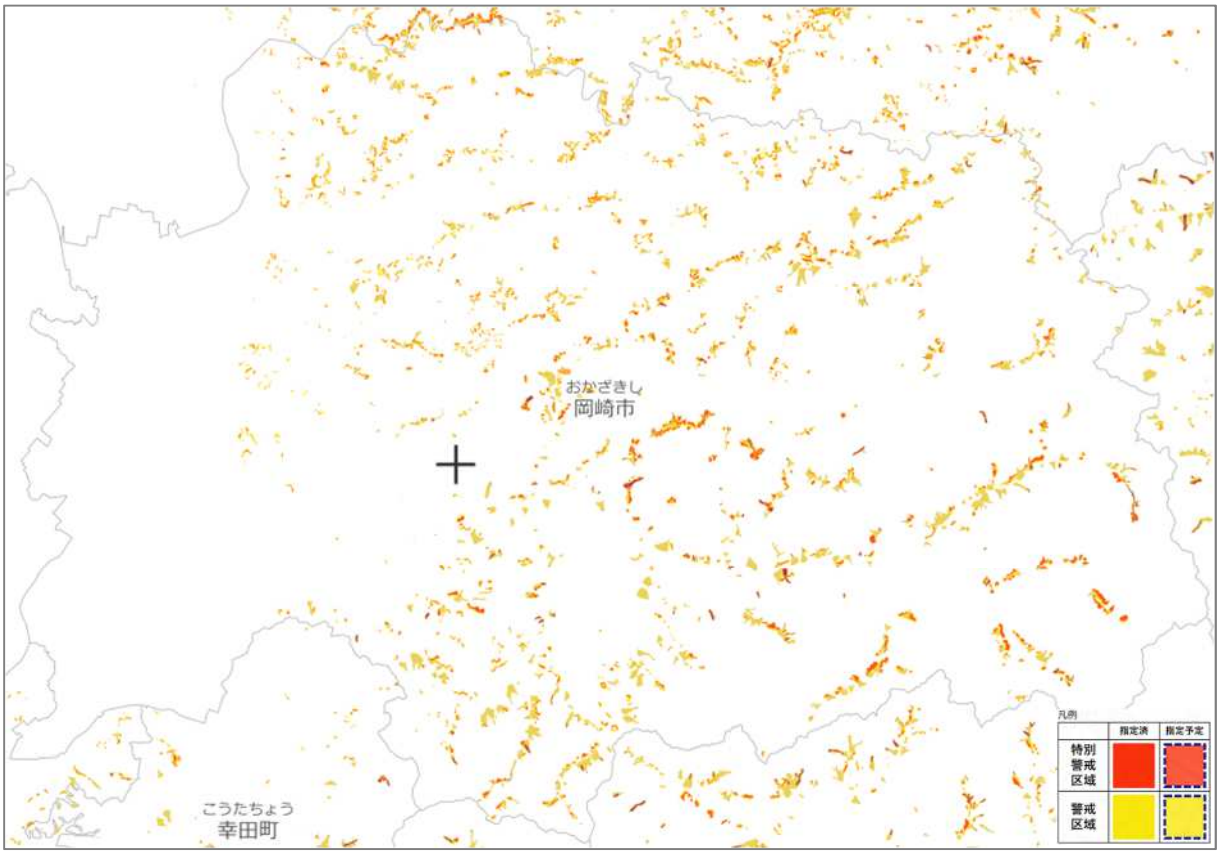
本市は約6割が山地丘陵地で占められ、山腹斜面やがけ地近くまで宅地化が進んでいるため、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。

令和8年3月の時点では、市内には、県が土砂災害防止法に基づき指定した「土砂災害警戒区域」が2,613箇所、この内「土砂災害特別警戒区域」が2,391箇所指定されている。

平成26年8月に発生した広島土砂災害では、住民の土砂災害の危険性の認識や避難勧告などの情報伝達の課題が明らかになった。

その対策として本市では、県が進める土砂災害警戒区域等の指定に基づき、最新の情報をハザードマップや防災ガイドブックでお知らせをしている。また、防災出前講座などで土砂災害の危険度や、危険度の高まりに応じた早期避難など市民が自ら命を守る行動をとることについて一層の周知を図る必要がある。なお、土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等によっても引き起こされることにも留意する必要がある。

- 土砂災害(特別)警戒区域



出典:「ハザードマップポータルサイト」(令和8年10月時点)

ウ　異常渇水

　将来において無降水日数の増加や積雪量の減少や地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発し、長期化するなど深刻化が懸念されている。



羽布ダム（貯水率29%）　令和元年5月6日時点

第３章　計画の構成、基本目標等

1　計画の構成

本計画の構成を以下に示す

① 第1章に掲げた本市を強靱化する意義を実現するため、**4つの基本目標**を設定
② 第2章に示した本市の地域特性等を踏まえ、4つの基本目標を基に、強靱化を実現するために事前に備えるべき目標として、**6つの対策目標**を設定
③ 6つの対策目標の実現に向けて、その妨げとなるものとして、**32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」**を設定するとともに、**12の個別施策分野**及び**6の横断的分野（施策分野）**を設定し、本市の強靱化の取組の現状分析・進捗状況の評価を実施し、脆弱性を評価
④ 脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するため、国、県、関係団体、民間企業などの関係者と連携して取組を進めるにあたっての**強靱化の推進方針**を策定
⑤ 強靱化の推進方針に基づく本市の具体的な取組項目を、**岡崎市行動計画**として整理



2 岡崎市の強靭化の基本目標等

⑴ 基本目標

第1章に掲げた本市を強靭化する意義を実現するため、基本計画に位置付けた国土強靭化の推進における4つの基本目標や愛知県地域強靭化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

1. 市民の生命を最大限守る
2. 地域及び社会の重要な機能を維持する
3. 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
4. 迅速な復旧復興を可能とする

⑵ 対策目標

第2章に示した本市の地域特性等を踏まえ、4つの基本目標を基に、強靭化を実現するために事前に備えるべき目標として、6つの対策目標を設定した。

① あらゆる自然災害に対し、市民の直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
③ 必要不可欠な行政機能を確保する
④ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第４章　脆弱性評価に基づく強靭化の推進方針

1　脆弱性評価に基づく強靭化の推進方針

６つの「対策目標」の実現にむけて、その妨げになるものとして、32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、12 の「個別施策分野」及び6の「横断的分野」を設定し、本市の強靭化の取組の現状分析・進捗状況の評価を実施し、脆弱性を評価した。

また、脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するため、国、県、関係事業者等の取組等についても必要に応じて評価の対象に含め分析を行い、強靭化の推進方針を示した。

(1) リスクシナリオの設定

基本計画及び愛知県地域強靭化計画において設定された35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」をもとに、本市の地域特性を踏まえ、32の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナオ）を設定した。

対策目標		リスクシナリオ	
①	あらゆる自然災害に対し、市民の直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
②	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
③	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

対策目標		リスクシナリオ	
		3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下等による国際競争力の低下
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下
⑤	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
⑥	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

対策目標		リスクシナリオ	
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-7	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

⑵ 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

基本計画及び愛知県地域強靭化計画において設定された施策分野をもとに、以下のとおり 12 の「個別施策分野」及び6の「横断的分野」を設定した。

個別施策分野		
①行政機能/警察・消防等/防災教育等		
②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー
⑤金融	⑥情報通信	⑦産業・経済
⑧交通・物流	⑨農林水産	⑩県土保全
⑪環境	⑫土地利用	

横断的分野		
①リスクコミュニケーション		②人材育成
③老朽化対策	④研究開発	⑤産学官民・広域連携
⑥デジタル利用		

⑶ 脆弱性の評価

国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施した。

⑷ 強靭化の推進方針

脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するための強靭化の推進方針を（1）リスクシナリオごと、（2）施策分野ごとに整理した。

なお、強靭化の推進方針については、別紙Ⅰに掲載した。

第5章　岡崎市の取組

1　岡崎市行動計画

強靱化の推進方針に基づく本市の具体的な取組を「岡崎市行動計画」として整理する。これまでの地震対策に加え、風水害への備えを含め、本計画の実行計画として位置付ける。

⑴　実施期間

各事業の期間及び進捗管理指標の目標年度は、別紙Ⅱに示す。

⑵　施策体系

6つの対策目標に対応する対策の柱1～6を設定するとともに、各目標に共通する取組を対策の柱7に位置付ける。対策の柱の下に対策項目、取組項目、対策事業を位置付け、169の取組項目と 373 の対策事業を整理する。

対策の柱	対策項目	取組項目数	対策事業数
1 直接死を防ぐ	1-1 地震動対策 1-2 火災対策 1-3 豪雨・台風、洪水・高潮対策等 1-4 土砂災害等対策	27	56
2 迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する	2-1 救助・救急活動の体制整備 2-2 医療・福祉機能維持 2-3 避難生活環境の確保 2-4 物資・エネルギー対策 2-5 帰宅困難者等対策 2-6 孤立地域対策	45	106
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 社会秩序の維持 3-2 県・市町村の行政機能の維持	18	32

対策の柱	対策項目	取組項目数	対策事業数
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 企業活動の継続 4-2 危険物等取扱施設の火災、有害物質等の流出対策 4-3 農業・漁業の維持 4-4 農地・森林等の維持	14	19
5 社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る	5-1 情報の収集・伝達 5-2 電力の供給停止対策 5-3 燃料の供給停止対策 5-4 上下水道施設の機能維持 5-5 交通ネットワークの機能維持	15	53
6 迅速かつ強靭な姿での復興を目指す	6-1 復興方針、復興体制の整備 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の確保 6-3 災害廃棄物対策 6-4 生活再建 6-5 広域・長期にわたる浸水対策 6-6 文化財の保護	20	35
7 人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める	7-1 リスクコミュニケーション 7-2 人材育成 7-4 産学官民・広域連携 7-5 デジタル活用等 7-6 地域防災活動を支える基盤の充実	30	72

⑶ 重点取組項目

過去の災害の検証報告書や地震・風水害の被害想定等から抽出した課題を整理し、影響度、地域性、被害想定、最新災害、反復性及び政策的重要性の6つの観点から評価し、本市で生じた場合の影響の大きさを重視して、最重点課題 11 件及び重点課題 13 件を選定した。

- 重点取組の選定の基礎となる課題一覧

区分	課題名
最重点課題	上水道・下水道・給水における施設・基盤の脆弱性
	耐震化・建物安全・液状化における施設・基盤の脆弱性
	道路・橋梁・道路啓開における施設・基盤の脆弱性
	河川・内外水氾濫における施設・基盤の脆弱性
	孤立地域・アクセス困難における施設・基盤の脆弱性
	備蓄・物資調達における運用・対応能力不足
	医療救護・診療継続における施設・基盤の脆弱性
	医療救護・診療継続における資機材・物資・財源不足
	医療救護・診療継続における運用・対応能力不足
	要配慮者・福祉避難所における施設・基盤の脆弱性
	土砂・流木・森林における施設・基盤の脆弱性
重点課題	事業継続・商工・サプライチェーンにおける計画・手順・訓練不足
	応援・受援・広域連携における施設・活動拠点の脆弱性／不足
	消防・救助・救急・出火防止における施設・基盤の脆弱性
	相談・ワンストップ・支援制度における体制・人員・専門性不足
	相談・ワンストップ・支援制度における運用・対応能力不足
	被害認定・罹災証明・台帳における体制・人員・専門性不足
	被害認定・罹災証明・台帳における運用・対応能力不足
	避難情報・避難行動における計画・手順・訓練不足

区分	課題名
	避難情報・避難行動における運用・対応能力不足
	複合災害・時間差地震における施設・基盤の脆弱性
	医療救護・診療継続における体制・人員・専門性不足
	要配慮者・福祉避難所における体制・人員・専門性不足
	事業継続・商工・サプライチェーンにおける施設・基盤の脆弱性

これらの課題の解決に直接つながる取組項目を、それぞれ「最重点取組項目」「重点取組項目」として位置付け、別紙Ⅱの岡崎市行動計画において、取組項目名の横に「◎」「○」を付して明示する。

◎ 最重点取組項目（35 項目）

取組番号	取組項目名
1-1-1	住宅の耐震化の促進
1-1-2	建築物の耐震化の促進
1-1-7	家具等の転倒防止対策の促進
1-2-1	災害に強い街づくりを支える道路整備等の推進
1-3-1	流域治水に基づく河川改修の促進
1-3-3	雨水貯留施設・洪水調整池の維持管理
1-3-4	河川・排水路等の維持管理
1-3-6	排水施設等の整備・維持管理の推進
1-3-8	農業用ため池の整備の推進
1-3-9	農業用排水機場の整備
1-3-11	地域水防体制の強化
1-4-1	土砂災害対策の促進
1-4-3	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の推進
2-2-1	災害拠点病院等の機能の強化
2-2-3	社会福祉施設等の機能維持

取組番号	取組項目名
2-2-4	広域医療搬送体制の強化
2-2-5	災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備
2-2-6	災害医療調整機能の強化
2-2-8	社会福祉施設の非常用電源確保の促進
2-2-9	災害時要配慮者の避難受入体制の整備
2-3-7	災害時保健活動体制の整備の推進
2-4-3	食料及び生活必需品の調達体制の整備
2-4-4	災害時の物流体制の強化
2-4-5	家庭内備蓄の促進
2-6-1	孤立可能性のある集落に対する防災対策の推進
2-6-2	避難路に利用できる林道の整備の推進
2-6-3	孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に把握する
2-6-4	孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供手段の整備
5-4-1	上下水道施設の一体的な耐震化の促進
5-4-3	応急給水・応急復旧体制の強化
5-5-1	緊急輸送道路等の整備の推進
5-5-2	緊急輸送道路ネットワークの強化
5-5-3	無電柱化の推進

○ 重点取組項目（18 項目）

取組番号	取組項目名
1-2-3	火災予防の指導と啓発の推進
1-2-4	消防水利の確保や消火用資機材の充実
2-1-1	広域防災拠点の整備の促進
2-1-4	救出救助資機材等の整備の推進
2-1-6	消防団の施設・設備の充実

取組番号	取組項目名
2-1-8	消防団員の確保
2-3-5	災害時要配慮者の避難生活の支援
2-3-12	避難行動要支援者の支援体制の整備の推進
3-2-4	被災自治体への応援体制及び受援体制の整備
4-1-2	中小企業に対する事業継続計画（BCP）に関する啓発の実施
4-1-5	地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進
5-1-1	多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築
5-3-1	消防車両等の石油燃料の確保
6-4-2	罹災証明の早期発行に向けた体制の整備
6-4-8	生活相談対応の充実
6-4-9	災害ケースマネジメントの普及
7-4-4	大学・研究機関と連携した防災体制の強化

⑷ 進捗管理指標

事業の実施状況及び効果を確認するため、進捗管理指標を設定する。合計〇〇項目に進捗管理指標を設定。

⑸ 個別具体的施策の管理

本計画に基づく個別具体的な施策については、その実施内容、実施主体、取組指標及び国・県の支援制度等との関係を「個別具体的施策の詳細調書」により整理・管理する。

同調書は、本計画別紙Ⅱに掲げる対策項目等との関係を必要に応じて整理し、本計画に基づく取組の具体化及び着実な推進を図るための庁内の推進管理資料として位置付ける。また、関係制度や事業内容の変更等を踏まえ、必要に応じて更新する。

第6章　計画の推進

1　計画の推進

本市の強靭化を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の点検・改善を行う。関係課が連携して対策事業に取り組むとともに、国、県、近隣自治体、関係団体及び民間事業者等との連携・協力を図る。

2　進捗管理

岡崎市行動計画に位置付けた対策事業について、関係課が実施状況及び進捗管理指標の達成状況を確認する。その結果を踏まえ、事業内容、目標値及び実施期間等を必要に応じて見直し、取組の改善につなげる。

3　計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね 5 年毎に計画全体を見直すこととする。また、地域活性化、地方創生との連携など、国の強靭化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども適宜、見直しを実施する。

別紙Ⅰ　強靭化の推進方針

Ⅰ.1　リスクシナリオごとの強靭化の推進方針

対策目標１　あらゆる自然災害に対し、市民の直接死を最大限防ぐ

1-1　大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

推進方針項目	推進方針
住宅・建築物等の耐震化等の促進	1　地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
	2　住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める。
	3　各種構造物の耐震基準を俯瞰的に見た上で安全性の確認を行う。
電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等	4　地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を進める。また、液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す。
	5　大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。
交通施設等における脆弱性の解消	6　交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を進める。

推進方針項目	推進方針
避難場所の確保	7　一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがない都市においては、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
施設等の質の向上	8　防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。
公共施設等の防災機能強化	9　災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
エレベーターへの閉じ込め防止	10　地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。
危険な空き家の除却等への支援	11　危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を推進する。
防災・減災対策の不断の検討	12　地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の推計・見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。
消防団等の充実強化の促進等	13　災害対応機関等の災害対応力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等の推進と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、消防団拠点施設（詰所）の耐震化の促進、教育訓練等を継続的に推進する。
継続的な防災訓練や防災教育等の推進	14　地震の発生から揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や

推進方針項目	推進方針
	職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

1-2　地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

推進方針項目	推進方針
火災に強いまちづくり等の推進	1　大規模火災のリスクが高く、低層の木造建築物が密集した市街地において、不燃化された共同建築物の建築、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や広場等の整備を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。
感震ブレーカー等の普及	2　地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。
水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等	3　低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する。また、密集市街地以外においても、強風等の条件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策を推進する。
水道防災の推進	4　岡崎市上下水道ビジョン（県：上下水道耐震化計画）に基づき、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設等の急所となる最重要施設の耐震化を促進するとともに、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を促進する。また、災害時においても速やかな機能確保ができるよう可搬式浄水施設・設備の配備、耐震性貯水槽の整備、給水車の配備、防災井戸の整備、浄水場の防災拠点化を促進する。
住宅・建築物の耐震化の促進	5　住宅・建築物の耐震化については、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。
既存不適格建築物等の安全性向上の促進	6　直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。

推進方針項目	推進方針
消防団等の充実強化の促進等	7　地域防災力の向上を図るため、消防団員を確保するとともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進する。
農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進	8　農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する。

1-3 突発的又は広域的な洪水等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生

推進方針項目	推進方針
ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	1 将来見込まれる気候変動を踏まえ、引き続き治水計画等を見直す。
	2 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設等の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。
立地の適正化及び市街地の防災機能の強化	3 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画を強化するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能強化を図る。
粘り強い河川堤防の整備	4 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。
河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進	5 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。
地下空間における浸水対策等の強化	6 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム（GPS（全地球測位システム）及び GIS（地理情報システム）を活用した位置情報を用いたシステム）など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る。
河川の改修	7 河川整備計画に基づき、国・県と連携して市内の河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、河川改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。

推進方針項目	推進方針
浸水想定区域の指定・見直し	8　最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を元に、ハザードマップを作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。
排水機場・ダム等の運用の改善・高度化の推進	9　ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダム管理者との情報網を整備する。さらには、AI の活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、ダムの運用の改善・高度化等を図り、治水機能の強化、水力発電の促進、地域振興を両立する「ハイブリッドダム」の取組を進める。
	10　施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場・ダム等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。また、ダムの貯水池機能の回復等のため、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組む。
	11　下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保するために、ダム建設事業を推進する。
橋梁や排水施設等の強化	12　河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替えの検討等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。
鉄道施設の浸水対策の推進	13　電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を講じる。
ため池・農業用用排水施設等の防災対策の推進等	14　異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、県と連携しソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。

推進方針項目	推進方針
田んぼダムの推進	15 「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的支払交付金により地域の共同活動を支援するとともに、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。
学校施設の浸水対策の推進	16 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
グリーンインフラの推進	17 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。
住宅・建築物の屋根の耐風対策	18 台風等の強風により屋根被害が発生することを防ぐため、住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策を促進する。
TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化等	19 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、速やかな災害復旧工事等の実施が極めて重要であることから、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図るとともに、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組む。また、水防団の充実強化とともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有等にデジタルデバイスを活用する。
災害対応力の強化	20 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。
気候変動を踏まえた防災の推進	21 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続き知見の収集を進めるとともに、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえ、岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく取組を推進する。
	22 愛知県気候変動適応計画及び防災関連計画に基づき、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施する。
	23 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加や台風の大型化等による水災害の頻発

推進方針項目	推進方針
	化・激甚化が懸念されていることから、気候変動に対する国の動向を踏まえて、対応策を検討する。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。
継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	24　大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。
水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進	25　施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、国・県等の関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

推進方針項目	推進方針
土砂災害・洪水対策等の推進	1 将来見込まれる気候変動を踏まえ、過去に発生履歴を有する等、土砂・洪水氾濫が発生する可能性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を講じる。
	2 豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木災害対策を推進する。
	3 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備等、維持管理・更新を着実に進める。また、住宅・建築物の土砂災害対策を促進する。
	4 ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの作成・配布、土砂災害に関する防災情報の収集、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性を住民に周知するとともに、警戒避難体制を整備する。
	5 盛土等に伴う土砂災害を防止するため、盛土等の安全性の把握・確認等を進めるとともに、大規模盛土造成地における宅地の耐震化を促進する。
ため池・農業用用排水施設等の防災対策の推進等	6 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修等を推進する。
山地災害、森林等の保全機能の低下への対応	7 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化する傾向にあることを踏まえ、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を進める。
	8 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林を推進する。

推進方針項目	推進方針
TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化	9　国が進める広域的かつ実践的な訓練や TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を踏まえ、災害時に円滑に支援を受け入れられる体制を整備する。

対策目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

推進方針項目	推進方針
災害対応の体制・資機材強化	1 自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、DMAT(災害派遣医療チーム)の養成、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。また、広域防災拠点等との連携を図り、応援部隊や支援物資を円滑に受け入れる体制を整備する。
災害対応業務の実効性の向上	2 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。
	3 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
	4 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。
地域の活動拠点施設の耐災害性の強化	5 地域における活動拠点となる警察施設や消防庁舎等の耐災害性を更に強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。
道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進	6 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、内水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必

推進方針項目	推進方針
	要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるように支援する。
住宅・建築物の耐震化等の促進	7　住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。
避難行動要支援者の救助・救急活動	8　個別避難計画の作成を促進するとともに、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進する。
消防団員の確保	9　地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。
消防団の充実強化の促進等	10　公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
自治体等の活動の支援	11　広域防災活動拠点等となる公園緑地等の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な活動を支援する。
後方支援を担う新たな防災拠点の確保	12　広域かつ甚大な災害が発生した際に、全国からの人員や物資等の支援を円滑に受け入れ、被災地域へ迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、被災リスクが低く、高速道路網等からアクセスしやすい防災拠点の確保に取り組む。
いのちと暮らしを支える交通環境の形成	13　地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。
ヘリコプターやドローンを活用した情報収集	14　発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。
防災協力農地として利用できる都市農地の確保	15　都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の市町村の取組を支援する。

2-2　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

推進方針項目	推進方針
医療施設の耐震化等の促進	1　未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を推進する。
災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進	2　災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の自家発電設備の強化を実施する。
医療リソースの供給体制の確立	3　南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。
	4　今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、災害拠点病院等に対して、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等を推進する。
連絡体制・通信手段の確保等	5　災害時において医療機関が市（県：都道府県や DMAT 等）との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段を整備する。
	6　広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。
	7　災害発生時において社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。
BCP策定の促進等	8　BCP 未策定の災害拠点病院以外の病院や介護施設・事業所及び地域包括支援センターなどの福祉機能を担う施設に対しても、優先的に BCP 策定研修を実施し、BCP 策定率と実効性の向上を図る。

推進方針項目	推進方針
DMAT及びDPAT(災害派遣精神医療チーム)の計画的な養成等	9　大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けた DMAT や災害支援ナースの更なる養成を推進する。
	10　どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持することにより災害関連死を抑制するため、DPATの整備を進める。
	11　災害対策本部において DMAT の派遣調整業務を担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。
広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の強化等	12　被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について検討し、具体化する。
医薬品等の供給確保	13　大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、国又は県との連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める。
	14　医薬品・医療ガス・医療機器・食料などのあらゆる必需品が災害時であっても適切に供給できるような体制把握・強化をあらかじめ行う。
被災者の保健医療福祉ニーズへの対応	15　大規模災害時の保健医療活動チームの指揮・情報連絡を円滑に行い、被災者の保健医療福祉ニーズ等に見合った適切なケア等が行える体制を確保する。
	16　保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。
災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保	17　DMAT 等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、下水道のマンホール浮上対策、環状交差点の活用、洪水・土砂災害・内水対策等を進める。
	18　患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。
	19　交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの運用、関係機

推進方針項目	推進方針
	関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
民間事業者との連携による燃料の確保	20　サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。
人工透析患者等への対策	21　人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
	22　入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。
社会福祉施設の災害対応機能の強化	23　社会福祉施設の耐震化や非常用電源の確保など、災害対応機能の強化を図る。
要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備	24　各市町村における要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。
要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築	25　災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チームを編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。
住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進	26　そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。また、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、かつ地方の定住人口が少なくなりすぎて平時からの医療サービスを維持できなくなる状態を回避していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組む。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

推進方針項目	推進方針
避難所における良好な生活環境の確保等	1 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等に基づき、スフィア基準等を踏まえた避難所の適切な設置・運営等に資する取組を推進する。
	2 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する。
	3 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する。
避難生活における要配慮者支援	4 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
	5 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
	6 県内における災害福祉支援ネットワークの構築および災害派遣福祉チームの設置など、災害時の福祉支援体制の整備を進める。
被災者の健康管理	7 被災地における精神保健医療機能を維持するため、DPAT の整備を進める。
	8 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラ

推進方針項目	推進方針
	ウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
	9　大規模な自然災害の発生に伴い、地方公共団体において、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
	10　夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。
	11　保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣するDHEAT について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。
	12　保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。
	13　災害時歯科保健医療活動の体制整備及び人材確保を図る。
	14　災害時の栄養・食生活支援活動の体制整備を図る。
避難所の運営体制等の整備	15　避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、外国人等にも配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。避難所の運営にあたっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る。
	16　ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。
	17　社会福祉に精通した職員・NPO 等の避難所運営への参画を図る。
ペット防災の推進	18「災害時に人とペットが共生できる愛知」の実現を目指し、避難所におけるペット受入れ体制の整備等を推進する。
避難行動要支援者への支援	19　避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

推進方針項目	推進方針
避難所以外への避難者の対策の促進	20　車中避難や在宅避難など、多様な避難の在り方を踏まえて、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への転換に適切に対応し、避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、対策を強化する。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する。
避難所の耐震化等の推進	21　洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する。
	22　学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等を推進する。なお、私立学校施設の老朽化対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
	23　避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。
	24　下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備など、衛生的なトイレの確保に関する取組を促進する。
ごみやし尿の処理体制の構築	25　ごみやし尿による避難生活環境の悪化を防止するため、発災後の様相を想定した、ごみやし尿の収集運搬体制・処理体制の構築を促進する。
火葬体制の確保	26　大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定する。
地区防災計画の策定・充実の促進	27　地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国の取組状況や地区防災計画制度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施する。
住宅・建築物の耐震化等	28　膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ。

推進方針項目	推進方針
備蓄等の促進	29　被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
広域防災補完拠点の整備	30　大規模災害が発生した場合に、各種の文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所としての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割（災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び災害後における心身の復興拠点）を担うための取組を引き続き実施する。
避難に関する自治体の相互連携	31　多数の避難者に相当する収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。また、市町村域をまたいだ広域避難について、自治体間の災害時応援協定を基本とした、相互の避難者受入体制の整備を図る。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

推進方針項目	推進方針
後方支援体制の構築	1 都道府県や被災影響の少ない周辺市町村の職員が、被災自治体の災害対応の後方支援的業務（避難所への支援物資供給調整等）を担うなど支援体制の構築を進める。
応急用食料や生活必需品等の調達	2 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。
物資調達・供給体制、受援体制の構築等	3 広域受援計画や災害物流に係るマニュアルを整備し、物流体制の強化を図る。
	4 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。
	5 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する。
	6 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。
上下水道施設の耐震化等の推進	7 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。
燃料供給の確保	8 SS の燃料在庫能力の強化を図るとともに、SS における防災訓練を進める。
	9 SS 過疎地等において災害時に燃料供給途絶が生じないよう関係自治体における対策を推進する。
	10 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあるため、石油製品の備蓄を推進する。

推進方針項目	推進方針
	11　災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
	12　避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持が図れるよう備える。
	13　災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。
輸送ルートの確保対策の実施	14　渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができず孤立が長期化することがないよう、その対策を推進する。
	15　大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資が運べなくなることが抑制できるよう、道路構造物の液状化対策を推進する。
	16　大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
	17　被災地での生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐため、また、全国各地で頻発する災害に対応し的確な支援活動が実施できるよう、災害支援に資する船舶への十分な災害支援機能の整備等を進める。
	18　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める。引き続き、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める。
迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	19　緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
農業水利施設の電源確保	20　停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。

推進方針項目	推進方針
食料・燃料等の備蓄	21　地方の防災拠点として期待される「道の駅」の防災機能の充実、整備促進を図る。
備蓄等の促進	22　被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

推進方針項目	推進方針
帰宅困難者等の受入態勢の確保	1 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を促進する。
帰宅困難者等対策の推進	2 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺地域等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画等を策定・改定し、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。
	3 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や鉄道事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する。
	4 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者等が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。
帰宅支援場所の整備	5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがない都市において、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
災害時の道路情報提供体制の強化	6 災害時における情報提供が遅れないよう、AI による画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する。
観光客等滞留者への対応	7 災害発生時における観光客の安全確保を図る。
	8 訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化や IT を活用した分かりやすい情報発信等を進める。
	9 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
	10 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターにより訪日外国人旅行者

推進方針項目	推進方針
	からの緊急時の問合せに対応するなどの環境整備促進、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る。
	11　災害発生時における観光客の安全確保を図る。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

推進方針項目	推進方針
孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進	1 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルートの多重化等を推進する。特に中山間地域では、耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク整備を図る。また、空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図るとともに、孤立集落内との情報連絡手段の確保、集落内の避難生活の支援等を促進する。
避難路等の確保の促進	2 地域防災計画等に基づき、農林道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。また、避難路として利用可能な基幹林道の整備を推進する。
	3 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により、避難経路等の多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する。
被災状況の把握	4 被災状況の把握においては、ドローン・衛星による画像データを AI 技術により画像解析すること等により、迅速かつ効率的に実施する。
	5 災害時において孤立した集落の被災状況や住民のニーズを外部に伝えるための対策を推進する。
孤立可能性集落に関する情報収集等	6 孤立可能性のある集落について実態を把握する。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

推進方針項目	推進方針
衛生環境の確保等	1 大規模な自然災害の発生に伴い、地方公共団体において、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
	2 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないよう、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況の把握に努める。
	3 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。
医療活動を支える取組の推進	4 自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT については、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。
	5 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、健康危機管理対応が困難となることが懸念されることから、こうした災害において防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、DHEAT が災害発生時に県に設置される保健医療調整本部や保健所等のマネジメント支援を実施し指揮調整機能が円滑に進むように備える。
	6 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐためには、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保などにより医療機能が麻痺しないようにする。
避難所等における衛生環境の確保	7 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。
	8 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。
下水道施設の耐震化等	9 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。

推進方針項目	推進方針
住宅・建築物の耐震化の促進	10　避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める。

対策目標３　必要不可欠な行政機能を確保する

3-1　被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

推進方針項目	推進方針
警察施設の耐震化等	１　警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上など、災害時における警察機能の確保を図る。また、地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓練、ドローンの運用訓練を通じ、警察災害派遣隊の対処能力の更なる向上に取り組む等ハード・ソフト一体となって災害対処能力の一層の向上を図る。
交通機能の確保	２　信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備や、環状交差点の活用等を進める。
道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等	３　交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。

3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

推進方針項目	推進方針
情報伝達体制の確保	1 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。
首都圏が被災した場合のバックアップ機能等の強化	2 首都の機能不全等が発生した場合の代替(バックアップ)・支援機能の強化も視野に入れながら、国・県等による中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を踏まえた連携を図る。

3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

推進方針項目	推進方針
自治体の業務継続計画の見直し	1 災害対応現場の中心的役割を担う地方公共団体等の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。
行政職員の不足への対応	2 被災市町村への応援体制を整備するとともに、、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、他自治体との応援協定の締結や受援計画に基づく受援体制の整備を進める。
	3 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体 OB・OG の活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靭化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。
公共施設等の耐震化等の推進	4 公共施設等の耐震強化や非常用電源の整備を進める。
防災拠点等の電力確保等	5 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。
業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等	6 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。
情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	7 災害情報システムや通信手段が、市内の一部地域又は市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進める。

推進方針項目	推進方針
情報発信体制の強化	8　逃げ遅れを防ぐための情報発信や救助要請等の情報収集・共有等への SNS 活用を検討する。また、個人が発信する SNS 上の災害関連情報の信憑性確保に係るシステム活用を検討する。
タイムラインの策定	9　最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する。
	10　大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定する。
被災者支援の取組等	11　被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に本市において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。
応急活動等の継続のための事前対策	12　関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する。
災害応急対策の実施体制の確立	13　降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。
国・県・市町村間の連携強化	14　避難指示等に関する意思決定に際して県から助言を受ける体制や、気象台、国、県との連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備する。
火葬体制の確保	15　大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定するなど火葬体制の確保を図る。
遺体の処置体制の確保	16　大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図る。

対策目標４　経済活動を機能不全に陥らせない

4-1　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下等による国際競争力の低下

推進方針項目	推進方針
個別企業BCP策定等の促進	1　BCP 未策定企業については、BCP の重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携による BCP の策定等を引き続き促進する。中小企業に対しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発や、BCP の策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改善や事業拠点の分散等にも留意する。
	2　水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進する。
民間企業における事業継続に資する取組の促進	3「地域再生法」に基づく本社機能の移転・拡充に対する支援を通じて、企業の本社機能が東京圏に集中することによる本社機能の途絶防止に寄与する。
	4　利用する港湾・空港が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点の耐災害性強化を図る。
	5　地震後においても事業活動を継続するため、事業の用に供する建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。
	6「中小企業強靭化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。
	7　災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する。
地域連携BCP策定の促進	8　大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

推進方針項目	推進方針
物流事業者BCP策定の促進	9　物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型 BCP の策定を促進する。

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

推進方針項目	推進方針
スマート保安の普及	1 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。
有害物質等の流出防止対策	2 火災、煙、有害物質等の流出により、周辺の生活環境に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、高圧ガス施設等の耐震化等の対策を促進するとともに、関連する施設設備の更新・補修を適切に実施する。
	3 有害物質が流出する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を整理する。
	4 有害物質等の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行うことにより有害物質等の漏えいへの対応力を高める。
	5 複数の都道府県が被災するような大規模災害の場合においては、国と連携し、地域間で協力して対応する。
	6 技術指針に適合していない休廃止鉱山の集積場や坑道について、自然災害時に有害物質等が拡散・流出しないよう、対策を進める。
	7 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する。
	8 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質関連の届出等の情報の有効活用を図る。
石綿飛散防止対策	9 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策の推進を働きかける。
	10 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿

推進方針項目	推進方針
	飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討を進める。
	11　地震等により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める。
PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減	12　保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。また、市有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる。

4-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

推進方針項目	推進方針
郵便サービスの確保	1 郵便サービスの停止を防ぐため、日本郵便(株)において、必要に応じて BCP の見直しを行い、実効性を確保するとともに、交通の麻痺が生じないよう道路防災対策等を進める。
金融機関における防災対策の推進	2 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトを確保する。
	3 金融関係機関合同の防災訓練を定期的に実施し、その結果を基に BCP を見直し、実効性の維持・向上を図る。
	4 災害時に備え、紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等、顧客データの安全対策を講じる。
	5 現金、預金口座情報等を失った被災者が預金の引き出し等を行うことができるよう、預金口座へのマイナンバー付番等を進める。

4-4　食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

推進方針項目	推進方針
食品産業事業者等の災害対策の強化	1　農地や農業施設等の被害の軽減や速やかな経営再開のため、農業版 BCP に対する知識や作成方法等を普及する。
	2　大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、園芸産地における複数農業者による BCP の策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。
	3　生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進める。
	4　平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図る。また、緊急時においては、備蓄の活用、輸入の確保といった対策を推進する。
	5　食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靱化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。
農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	6　農林業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋、林道橋等の保全対策等、総合的な防災・減災対策を推進する。
	7　農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の活用等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。
物流インフラ網の構築	8　川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁等の物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。

4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

推進方針項目	推進方針
上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進	1 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。
水資源の有効な利用等の普及・推進	2 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。
水の安定供給	3 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
	4 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。
	5 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

4-6 農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下

推進方針項目	推進方針
農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備	1 農山漁村集落が衰退・消滅し、地域コミュニティが低下することによる、国土保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図る。
	2 農村において集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備を推進する。
	3 森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を推進する。
	4 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するため、引き続き、CLT 等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。
農地等の荒廃防止	5 農山漁村集落の衰退・消滅（地域コミュニティ機能の低下）を防ぐため、農山村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。
	6 遊休農地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。
適切な森林の整備・保全	7 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施と、これらの実施に必要な強靭で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進する。あわせて、近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を推進する。また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。
	8 大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、治山対策による荒廃山地・渓流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を推進する。特に、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の頻発化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置などによる土砂流出の抑制等を図るとともに、これらに係るハード対策と併せて山地災害危

推進方針項目	推進方針
	険地区に係る情報提供等のソフト対策を一体的に実施し、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。
適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進	9　近年の台風や豪雨等により公園等施設の被災が増大しているため、引き続き公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む。
野生鳥獣による食害対策等の推進	10　ニホンジカ等野生鳥獣による食害等は、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしているため、適正な鳥獣保護管理を推進する。特にニホンジカについて、広域的な捕獲を推進する等、捕獲強化を継続する。
	11　遊休農地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する。
	12　野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進する。
自然と共生した多様な森林づくりの推進	13　自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、現場における Eco-DRR の取組を更に進める。また、生態系の被害の拡大に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下を防ぐためには、国土全体で健全な生態系を保全・再生する。
	14　山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、地域住民と地域外関係者等が一体となった森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を推進する。

対策目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

推進方針項目	推進方針
情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	1 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進める。
	2 災害情報を全ての市民が受け取ることができるよう、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
	3 全ての住民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT 技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靭化、地方公共団体やライフライン事業者、多様なメディア等による L アラートの更なる利活用を推進する。
	4 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。
緊急通報の事業者間ローミング実現に向けた検討	5 大規模災害時等の非常事態への対処として、緊急通報の事業者間ローミングを電気通信事業者間の連携・協力により実現するため、運用面や技術面における具体的な課題を整理しつつ検討を進める。
放送設備等の防災対策	6 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する。
河川情報の冗長化の推進	7 きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における市民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に市民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する。

推進方針項目	推進方針
情報・データ活用環境の整備	8　電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備する。
情報通信インフラの整備	9　耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、市内のすべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。
	10　電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。
道路被害情報共有の強化	11　大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。
水防テレメータシステムの整備	12　市内河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。
土砂災害監視システムの整備	13　土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。
情報伝達手段・体制の確保	14　情報伝達体制の維持を図るため、防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、電源を確保する。
	15　また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機を設置する建物の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める。
外国人に対する的確な情報発信のための体制強化	16　災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
	17　外国人市民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。

推進方針項目	推進方針
情報伝達手段の多様化の推進	18　訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やIT を活用した分かりやすい情報発信等を進める。
効果的な教育・啓発の実施	19　住宅・建築物の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。
避難指示等の発令	20　本市が行う避難指示等の発令については、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、空振りをおそれず、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、関係機関が連携して、説明会の開催やデータ提供等、専門的知見に基づく市町村への技術的助言等を行う。さらに、要配慮者や観光客等に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
	21　避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。
	22　本市の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、愛知県防災情報システムの運用を引き続き行うとともに、適切に活用する。
状況情報を基にした主体的避難の促進	23　最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。
避難の円滑化・迅速化	24　災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう本市における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を講じる。

5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

推進方針項目	推進方針
電力供給ネットワーク施設の耐災害性強化	1 発電所・製油所・天然ガス等の大型プラントの耐災害性強化を推進する。
	2 送電塔等の災害対策を強化する。
電力設備等の早期復旧体制整備の推進	3 災害時を含め、電力融通の更なる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める。
	4 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、本市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
	5 ライフライン事業者の早期の災害復旧作業につなげるため、関係機関との連携を図る。
	6 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
自立・分散型エネルギーの導入の促進等	7 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
	8 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。
停電時における電動車等の活用	9 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

推進方針項目	推進方針
エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化	1 高圧ガス設備について、南海トラフ地震を想定した耐震設計基準の見直しに対応することにより、設備の耐震化を着実に推進する。
	2 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。
計画に基づく訓練の実施、改善	3 災害時石油供給連携計画及び災害時石油ガス供給連携計画、系列 BCP について、引き続き実動訓練等を実施することで、最新の知見を踏まえた継続的な改善を推進する。
民間事業者との連携による燃料の確保	4 サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。
	5 LP ガス協会と災害時の優先供給協定を締結し、災害時における LP ガスの確保を図る。
燃料輸送対策の推進	6 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進める。
SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化	7 SS の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する。
スマート保安の推進	8 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。
中部圏の産業活動を守るための産学	9 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事

推進方針項目	推進方針
官連携による取組の推進	後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

推進方針項目	推進方針
上下水道施設の耐震化等の推進	1 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。
水道施設の防災対策の強化	2 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。
	3 上水道施設について、岡崎市水道施設更新計画計画等に基づき、耐震性の不足している施設の耐震化を推進する。また、水道事業者等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る。
	4 上水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路整備を計画的に進める。
	5 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。
下水道施設の耐震化等の推進	6 下水処理場や管路等の耐震化・耐水化を推進する。
	7 下水道事業についての事業継続計画の充実を図る。
農業集落排水施設等の耐震化等の推進	8 農業集落排水施設の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する。
浄化槽の整備	9 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。
汚水処理施設の防災対策の強化	10 汚水処理施設の耐震化・耐水化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。
代替水源の確保	11 被災時の生活用水等の確保を図るため、防災井戸や貯留槽、貯留タンク等の代替水源を確保する。

5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

推進方針項目	推進方針
交通施設の防災対策の推進	1 災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化、三大都市圏や地方都市の環状道路の整備等を引き続き推進する。
	2 災害時の広域避難や救援物資輸送のルートを確保するため、高規格道路等へのアクセス性の向上や緊急輸送道路等の強化を図る。
	3 その他、道路橋梁の耐震補強、道路の土砂災害防止対策、緊急輸送道路の無電柱化対策、道路の啓開に係る体制整備などを推進する。
	4 ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理の実現のため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する。
	5 大規模災害時においては、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔から網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する。
	6 災害時においても道路交通の安全を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する。
	7 地方公共団体が策定する地域防災計画への位置付けを踏まえ、「防災道の駅」や「防災拠点自動車駐車場」を中心に「道の駅」の防災機能強化を推進しつつ、引き続き防災設備の整備、BCP の策定等の災害対応の体制の構築を推進する。
	8 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。
	9 本市が作成する地域再生計画に基づき、道（市町村道、広域農道、林道）など所管省庁が異なる類似施設の一体的な整備を通じた連携強化の取組を引き続き推進する。
	10 地震発生時に緊急輸送道路の通行機能を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。

推進方針項目	推進方針
	11　自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網を確保し、地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する。
	12　平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
鉄道施設の防災対策の推進	13　年 12 月に公表された「新幹線の地震対策に関する検証委員会中間とりまとめ」等も踏まえ、2022 年3月の地震において比較的大きな軌道沈下が発生した高架橋と同様の在来線の高架橋については2027 年度までに優先的に耐震補強を進める。また、これまでの耐震対策の取組によって、南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線・緊急輸送道路等と交差・並走する箇所における高架橋等の崩壊を防止する対策については、速やかに完了するとともに、今後は、対象地域を拡大し、それ以外の地域でも緊急輸送道路等と交差・並走する箇所の耐震対策を推進する。くわえて、復旧性の向上のための耐震補強について、南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域において推進する。
	14　電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について、引き続き洗掘防止対策や異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。くわえて、豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。
	15　老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図る。また、新幹線の土木構造物の健全性を維持・向上するため、予防保全に基づく大規模改修により、継続的な高速旅客輸送機能の維持に取り組む。
	16　大規模自然災害の発生時において、鉄道施設が被害を受け都市間の鉄道交通が麻痺することを防ぐため、雪や大雨などの災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能するリニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークを整備する。

推進方針項目	推進方針
	17　近年、頻発化・甚大化する自然災害により、貨物鉄道輸送の長期不通が頻繁に発生し、それに伴う物流網の混乱等が発生しているため、長期不通が発生しないように貨物鉄道ネットワークを強化する。また、長期不通が発生した場合でも、迅速、かつ、安定的に代行輸送を実施できる体制を確立するため、特に脆弱な区間を対象に、代行輸送の拠点となる貨物駅における円滑な積替えを可能とするための施設整備を推進する。さらに、災害時に貨物鉄道が一部寸断された場合に速やかに対応できるよう、代替輸送可能な貨物路線ルートや車両の対応規格等を確認・整理する。
物流機能やサプライチェーンの維持	18　災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP 未策定の物流事業者における BCP 策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する。
	19　太平洋ベルト地帯の新幹線や高速道路が全て止まった際に人流・物流をどのように維持・体制確保するか、どのように代替性（ルート・交通手段など）を担保するかについて、計画的に事前検討する。
輸送ルート体制の強化	20　平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
	21　緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
災害時における放置車両対策	22　大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。
道路啓開など総合啓開の連携強化	23　「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。併せて、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める。

対策目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

推進方針項目	推進方針
事前復興、復興方針・体制づくりの推進	1 復興まちづくりのための事前準備に取り組むとともに、優良事例やガイドライン等を活用し、復興事前準備の取組内容の充実を図る。
	2 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
	3 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を推進する。
	4 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。
	5 このほか、サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
	6 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずる。
	7 災害時において、暴力団等の復旧・復興事業への介入等を防止する。

6-2　災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

推進方針項目	推進方針
復旧・復興を担う人材等の育成等	1　頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、市民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
	2　被災者支援の災害復旧を下支えする一般ボランティアについては、社会福祉協議会が災害ボランティア支援センターを設置し調整を図ることが一般化しているが、近年では、専門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性も高まっていることから、愛知県の災害中間支援組織等との連携体制を構築する。
	3　小規模市町村を中心とした被災市町村において復興を支える人材の不足に対応するため、復旧・復興に必要な中長期派遣に係る技術職員をあらかじめ確保する。
	4　建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める。
	5　現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。
災害ボランティアの円滑な受入	6　市内外のボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
	7　ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受入体制の整備を図る。
	8　広域的なボランティアの受入に関する調整を行うため、県や関係機関等との連携体制の構築について協議を進める。
事前復興、復興方針・体制づくりの推進	9　大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない市職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。
	10　復興まちづくりのための事前準備に取り組むとともに、優良事例やガイドライン等を活用し、復興事前準備の取組内容の充実を図る。

推進方針項目	推進方針
	11　このほか、自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
	12　各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する。
	13　地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画する。

6-3　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

推進方針項目	推進方針
災害廃棄物処理計画の実効性の確保	1　災害廃棄物への対応能力向上を図るとともに、公費解体に係る体制整備や、国、県、他自治体、業界団体等との連携を図るなどの取組を通じ、災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む。また、継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める。
ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等	2　適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める。
災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理	3　有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。
	4　廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画を検討する。
災害廃棄物の広域処理体制の構築	5　災害廃棄物処理の停滞により、人命救助や災害復旧作業の効率性が低下することを回避するため、広域的な大量輸送も含め、災害廃棄物の輸送手段や処理体制について事前に検討する。
	6　南海トラフ地震や首都直下地震等を想定した災害廃棄物の広域処理について、産業廃棄物業者との連携やリサイクル受入先、処分場の選定も含め、県域を越えた処理の実施も視野に、あらかじめ整理する。
災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携	7　災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、災害ボランティア支援センターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

6-4　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

推進方針項目	推進方針
被災建築物や被災宅地の危険度判定	1　地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。
家屋被害への対応の迅速化	2　住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。
	3　家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、IT 技術の活用を図る。
仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	4　応急仮設住宅の建設候補地について、建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等を進め、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。
	5　仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を検討する。
既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	6　被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図る。
生活再建の促進	7　自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する。
	8　被災者の生活再建に向けた支援制度の構築を図るとともに、国、県、関係団体、民間企業等、多様な関係者との連携による支援体制の確保を図る。
	9　市民の保険・共済への加入の促進を図る。
地籍調査の推進等	10　土地取引の活性化や公共事業の円滑化等のため、引き続き地籍調査の推進により登記所備付地図の整備を進める。

推進方針項目	推進方針
	11 「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査につき、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。
	12 国・県・本市等が、大規模自然災害が発生した直後から、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、緊急撮影等により撮影された空中写真等の地理空間情報を整備・提供するとともに、平時から電子国土基本図等の基本的な地理空間情報、自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を整備・更新・提供する。また、国土地理院及び国・県・本市等が整備したデジタルの測量成果の統合的な検索・閲覧・入手を可能とする。
所有者不明土地への対策	13 中部地区土地政策推進連携協議会等の場を通じて、改正所有者不明土地法に基づく制度の活用を進め、所有者不明土地対策計画の作成等に取り組む。

6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

推進方針項目	推進方針
浸水等の被害軽減に資する対策の推進	1 河川堤防等の耐震化など地震による浸水対策、洪水等による浸水対策、山地から河川まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。
	2 被災市町村への応援体制を整備するとともに、、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、他自治体との応援協定の締結や受援計画に基づく受援体制の整備を進める。
地盤沈下対策の推進	3 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行う。
河川堤防等の耐震化等の推進	4 河川の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。
地籍整備の促進	5 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や効率的手法導入推進基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

推進方針項目	推進方針
文化財の耐震化等の推進	1 市民の財産である文化財への被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する。
	2 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
環境資産の喪失の防止	3 環境的資産の喪失を防止するためには健全な森林生態系を保全していくことが必要であるため、適正な鳥獣保護管理を推進する。
コミュニティの活力の確保等	4 個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する。
	5 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。
	6 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。

6-7　国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

推進方針項目	推進方針
的確な情報発信のための体制強化	1　災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
	2　国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う。
	3　外国人市民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。
金融機関における情報発信のための体制強化	4　災害が発生した場合には、金融機関において、業務の継続状況や被害の復旧状況等に係る情報発信を適時的確に行う。
	5　金融機能の停止による信用の不安の発生リスクの低減策として、災害時の情報発信手段を複数確保する。
中小企業におけるバックアップ体制の確保	6　中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制確保に向けた取組を促進する。
事前防災対策の推進	7　様々な自然災害から市民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、国家経済へ甚大な影響が生ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。

Ⅰ.２ 施策分野ごとの強靭化の推進方針

⑴ 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

推進方針項目	推進方針
地方行政機関の業務継続性及び災害対応力の向上	1 複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえ、情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。
非常時優先業務の実施	2 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう対策を図る。そのため、BCP 等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。また、防災拠点と国や地方自治体、関連事業者等との連携等を推進する。
災害対応力の強化	3 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図る。また、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体 OB・OG の活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靭化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。
	4 市有施設(建築物)について、防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震に対する耐震化を計画的に推進する。また、老朽化する市有施設について、計画的かつ重点的に事業を執行するとともに、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部分の耐震化等についても災害時の対応機能が損なわれることがないよう、対策を推進する。また、浸水想定等に基づく水害対策についても取組を進める。
	5 被災自治体への応援体制を整備するとともに、国、県、他自治体等からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定や受援計画等に基づき、受援体制の整備を進める。

推進方針項目	推進方針
	6　地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断や外部の支援の要請を行う。
	7　想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。
	8　応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に市有施設等を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平常時より施設の災害対応力の把握・充実を図る。
地方分権の推進	9　地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、国に働きかける。
防災の主流化	10　南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、市民の命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する。
市町村への支援	11　災害対応力を高めるため、国、県、関係行政機関、民間等との連携体制の構築を進めながら、平常時より継続的に必要な人材を育成し、本市の災害対応体制の強化を図る。
TEC－FORCEの機能の強化	12　被災地における速やかな応急復旧等のため、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図る。
避難生活環境の向上	13　避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施する。
	14　避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。避難所の運営にあたっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る。

推進方針項目	推進方針
	15　感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。
情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等	16　被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。
	17　交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。
	18　民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察、消防、自衛隊等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。
訓練等による人材・組織の充実、装備・資機材の充実等による災害対応力の向上	19　地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
	20　被災地外からの物資の調達、輸送に向け、道路の啓開や民間輸送業者を含む体制整備を推進する。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用訓練を実施する。
施設の耐災害性の向上	21　警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上など、災害時における警察機能の確保を図る。
救出・救助等に係る体制強化	22　自衛隊、警察、消防、TEC-FORCE 等において、災害対応力強化のための車両・装備資機材等の充実強化を推進する。また必要に応じて、限られた時間で最適な資源配置が可能となるシステムや、被害状況把握を迅速化するための ICT 機器等のデジタル化を踏まえた取組を進める。

推進方針項目	推進方針
	23　TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT 及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。
効果的な教育・啓発の実施	24　一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。
	25　教職員が不在の時であっても、児童生徒等が自ら判断し、命を守る行動がとれるよう防災教育を実施するとともに、平時から家庭や地域、関係機関と連携を図るよう努める。

②住宅・都市

推進方針項目	推進方針
住宅・建築物の耐震化等の促進	1　住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や、所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める。
	2　地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
	3　そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。
	4　地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。
	5　地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を進める。また、液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す。
火災対策	6　低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する。
	7　直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。
	8　地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に

推進方針項目	推進方針
	向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。
地下空間対策、帰宅困難対応	9　都市型水害に対しては、河川の氾濫防止対策や下水道による浸水対策を推進するとともに、洪水、内水による浸水対策を推進する。
	10　大規模な駅周辺等において大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保や物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する。また、混乱の発生を避けるため、駅等において帰宅困難者等が情報を得られる環境の確保を図る。
	11　一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがない都市においては、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
	12　大規模な地震が発生した場合における主要駅周辺地域等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。
水の確保、排水・汚水処理機能の確保	13　災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。また、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。さらに、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。
	14　災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水が円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
	15　大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する。また、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。
	16　大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。

推進方針項目	推進方針
	17　水道施設の耐震化を着実に促進するとともに、水道事業者等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る。
各種施設の災害対応機能の強化	18　災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、個別施設計画等に基づき、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。また、広域防災補完拠点として必要な役割を担うための取組を引き続き実施する。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者へ働きかける。
	19　洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する。
	20　児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
	21　学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例集・手引等も活用しながら対策を推進する。なお、私立学校施設の老朽化対策等については、設置者へ働きかける。
	22　災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画を強化するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化を図る。
	23　防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。

推進方針項目	推進方針
大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進	24　大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の施設・構造物は脆弱性を有している可能性があることから、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図る。
危険な空き家の除却等への支援	25　危険な空き家の除却や空家等対策計画に基づく対策を推進する。
関係機関による連絡調整	26　大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、地震対策や無電柱化、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う。
道路の防災対策の推進	27　災害時の広域的な交通・物流機能を確保するため、国・県等と連携し、幹線道路ネットワークの整備や道路の防災・地震対策を推進するとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却等の対策を推進する。また、災害時に防災機能を発揮する「道の駅」の活用を検討する。
多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保	28　応急仮設住宅(建設型・賃貸型)、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する。
	29　生業(農畜産業等)上の理由により自宅を離れることができない被災者を始め、農村部・山間部などの地域における被災者など、個別の事情や地域の実情などに対応できるよう、仮設期の住まいの確保について検討を進める。
復興に向けた住まいの在り方	30　応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
	31　住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。
	32　市民の保険・共済への加入の促進を図る。
浸水対策の推進	33　浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報を

推進方針項目	推進方針
	記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。
	34　都市化の進展した地域では下水道管理者と民間が連携した浸水対策を推進する。
流域治水の推進	35　将来の気候変動の影響による降雨量の増加や流域の更なる開発に伴う雨水流出量の増加に対応し、これまでの総合治水対策に加え、水災害に対応したまちづくりとの連携など、効果的かつ円滑な流域水害対策の推進を図る。また、関係機関と連携して流域治水に努める。
文化財の防災対策等	36　市民の財産である文化財への被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する。

③保健医療・福祉

推進方針項目	推進方針
医療施設等の耐震化・施設等整備の推進	1　未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を引き続き推進する。
	2　災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等の自家発電設備の強化や病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等を推進する。
	3　災害時において医療機関が市、県や DMAT 等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段の整備を推進する。
災害医療体制の整備	4　BCP 未策定の災害拠点病院以外の病院や介護施設・事業所及び地域包括支援センターなどの福祉機能を担う施設に対しても、各機関が BCP を策定し、その実効性を高められるよう取組を推進する。
	5　大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けた DMAT や災害支援ナースの更なる養成を進める。また、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。さらに、災害医療コーディネーターの養成を推進する。
	6　どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持することにより災害関連死を抑制するため、DPAT の整備を進める。
	7　被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の強化に向けて、必要な設備や機能、資機材等について検討し、具体化する。
	8　南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備など）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた部局横断的な具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。
	9　大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給を確保するため、国、県、関係機関等との連携体制を確保するとともに、必要に応じて医

推進方針項目	推進方針
	薬品等の供給計画や備蓄状況等を点検・見直す。また、災害時等に必要な輸血用血液製剤の供給を確保するため、日本赤十字社等の関係機関との連携を図る。
	10　広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。
	11　災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チームの設置等、災害時の福祉支援体制の整備を進める。
	12　入院患者や人工透析患者、人工呼吸器使用者等の搬送手段の確保を図る。
	13　かかりつけ医・かかりつけ薬局が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関や薬局で被災者の投薬歴（お薬手帳やオンライン資格確認等システム）等を参照し、適切な治療が行われるようにする。
感染症対策	14　大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないよう、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
	15　災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないよう、ワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握に努める。
災害時保健活動の確保	16　大規模災害発生時、指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、健康危機管理対応が困難となることが懸念されることから、防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、適切に DHEAT の派遣を要請するとともに、派遣された DHEAT によるマネジメント支援を円滑に受けられるよう受援体制を整備する。
	17　主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

推進方針項目	推進方針
	18　大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定する。
	19　保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣するDHEAT について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。
	20　保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

④エネルギー

推進方針項目	推進方針
エネルギー供給体制の強化	1　災害時を含め、電力融通の更なる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める。
	2　災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
	3　SS 過疎地等において災害時に燃料供給途絶が生じないよう、関係機関・事業者等と連携して対策を推進する。
	4　災害時石油供給連携計画、災害時石油ガス供給連携計画及び系列 BCP について、引き続き実動訓練等を実施することで、最新の知見を踏まえた継続的な改善を進める。
エネルギー関連施設の機能向上	5　SS の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する。
	6　保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、センシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、スマート保安の更なる普及を図る。
エネルギー供給の多様化	7　大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
	8　再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

推進方針項目	推進方針
災害時のエネルギー供給の優先順位の整理	9　被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。
民間事業者との連携による燃料の確保	10　石油商業組合等との災害時の優先供給に係る協定等に基づき、SSの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。また、災害時に円滑な燃料供給を可能とするため、防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報の整備を図る。
電力設備の早期復旧体制整備の推進	11　大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、県、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
	12　電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
	13　災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。
停電時における電動車等の活用	14　停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

⑤金融

推進方針項目	推進方針
金融関連施設の機能向上	1　全ての主要な金融機関において、店舗等の耐震化や自家発電機の設置、システムセンター等のバックアップサイトの確保、通信手段の多様化等の対策を早期に実施する。
金融サービスの体制強化	2　金融決済機能の継続性を確保するため、金融庁・中央銀行と各金融機関が合同で防災訓練等を定期的に実施するとともに、その結果を基に BCP を見直し、実効性の維持・向上を図る。
金融機関における情報発信	3　災害が発生した場合には、各金融機関において、業務の継続状況や被害の復旧状況等に係る情報発信を適時的確に行う。また、金融機能の停止による信用の不安の発生リスクを低減させるため、災害時情報発信手段を複数確保する。

⑥情報通信

推進方針項目	推進方針
情報提供・共有の充実	1　防災関係機関間の確実な災害情報の伝達・共有のために国が整備している総合防災情報システムとの連携強化を進める。
	2　全ての住民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT 技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靱化、地方公共団体やライフライン事業者、多様なメディア等による L アラートの更なる利活用を推進する。
情報通信施設の耐災害性の向上	3　防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、行政の機能不全に陥ることを防ぐため、防災通信設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルートの多重化を進める。
	4　電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しが実施されることとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。
	5　災害情報を全ての市民が受け取ることができるよう、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
	6　郵便事業の継続及び速やかな復旧を可能とするため、日本郵便（株）において、BCP に沿った適切な災害対応を行うとともに、必要な場合には BCP を見直し、実効性の向上を図る。
情報手段の多様性の確保	7　災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、引き続き可搬型予備送信設備の運用体制、中継局の整備等を図るとともに、ケーブルテレビネットワークの光化等を進める。
	8　データセンターが東京圏に集中しており、また国内の海底ケーブルは主に太平洋側に敷設されていることから、地方分散によりデジタルインフラの強靱化を進める。
	9　災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
	10　外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する。

推進方針項目	推進方針
災害情報システムの機能向上等	11　リアルタイムで被害情報を集約・分析・共有するために整備・運用している各機関の災害情報システムについて、他の情報システムとの連携や最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る。
	12　また、アクセス集中等によるシステムダウンを回避する関係施策の充実を図る。
	13　大規模災害時等の非常事態への対処として、緊急通報の事業者間ローミングを電気通信事業者間の連携・協力により実現するため、運用面や技術面における具体的な課題を整理しつつ検討を進める。
情報の集約化と提供体制の確立	14　避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールを確立する。また、平常時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る。
情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進	15　情報通信の提供に必要となる電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。
地震・津波観測体制の充実・強化等	16　地震観測網の整備充実や調査・研究の推進等により、地震観測体制の充実・強化の促進を図る。
迅速で分かりやすい災害情報等の提供	17　地震、台風、豪雨等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、気象衛星等の活用や防災情報システムの高度化、地理空間情報の整備・活用、防災技術開発等に取り組む。
	18　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。
情報通信機能の被災の復旧体制の強化	19　大規模災害発生時に通信サービスが途絶した場合における迅速な応急復旧のため、国・地方公共団体・通信事業者等により、初動対応を想定した訓練を実施し、電力供給、燃料供給、倒木処理等に係る関係機関との連携強化を図る。また、実際に災害が発生した際に通信サービスが途絶してしまった場合であっても早期に復旧できるよう、電気通信事業者や被災自治体等に対し、移動電源車や災害対策用移動通信機器を迅速に貸し出せる等の体制を整備する。

⑦産業・経済

推進方針項目	推進方針
事業継続体制の構築に向けた支援	1　BCP 未策定企業については、BCP の重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携による BCP の策定を引き続き促進する。中小企業に対しては、保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発を含め、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。
	2　企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
	3　事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。
	4　災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する。
産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等	5　産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図る。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する。
サプライチェーン全体の災害対応力の強化	6　多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の災害リスクが高いエリアを踏まえた移転・分散配置等について検討・促進する。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する。
建設業における担い手の確保等	7　災害時の道路啓開等の復旧復興を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等によって担い手が不足しており、担い手確保・育成の観点から、就労環境の改善を図るとともに、デジタル化を通じて生産性の向上を図る等、若者にとって魅力ある職場環境を構築する。
中小企業の事業活動継続への支援	8　「中小企業強靭化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。
あいち・なごや強靭化共創センターにおける取組の推進	9　あいち・なごや強靭化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市を中核とした中部圏の社会経済活動が維持されるための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う。

推進方針項目	推進方針
中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進	10　産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。
愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用	11　様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

⑧交通・物流

推進方針項目	推進方針
道路施設の耐震化、耐災害性向上	1　輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道 153 号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道 153 号伊勢神改良などの推進やう回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。さらに、道路における冠水対策や積雪・除雪対策、放置車両対策などの防災対策を推進する。
	2　大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資が運べなくなることを抑制するため、道路構造物の液状化対策を推進する。
	3　河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路が流失し被災地へアクセスできず孤立が長期化することを防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。
	4　大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の法面・盛土において、レーザープロファイラ調査や SAR 衛星の活用等により把握される災害リスクや近年の被災事例等を踏まえ、耐災害性評価（リスクアセスメント）等も参考にしつつ、効率的・効果的に対策を推進する。
	5　大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。
	6　交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。
	7　大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控えなどの行動変容を促す取組、高速道路と並行する国道等の

推進方針項目	推進方針
	同時通行止めも含めた躊躇ない通行止めなどを推し進めるほか、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要幹線道路の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等を実施することを通じ、基幹的な道路ネットワークの強化など、ハード・ソフト両面からの対策を継続する。
	8　災害により分断、機能停止する可能性を前提に、緊急輸送道路や重要物流道路（代替路・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を着実に推進する。また、新広域道路交通計画に位置づけられた路線のうち、市域及び周辺地域の道路ネットワーク強化に資する路線の整備促進を図る。加えて、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進めるとともに、高速道路ネットワークの利便性を高めるスマートインターチェンジの整備を推進する。
	9　併せて、新東名高速道路を始めとする高速道路・高規格道路ネットワークの着実な整備を図る。
交通網・交通拠点の整備	10　災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化、環状道路の整備等を引き続き推進する。
	11　災害時の広域避難や救援物資輸送のルートを始め避難路や輸送路の確保にも資するため、高規格道路等へのアクセス性の向上や緊急輸送道路等の強化を図る。
	12　医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。
	13　大規模災害等の際に道路交通が麻痺することを防止し、安全な道路交通を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する。
	14　愛知県地域防災計画への位置付けを踏まえ、「道の駅」の防災機能強化を推進しつつ、引き続き防災設備の整備、BCP の策定等の災害対応の体制の構築を推進する。
	15　地域再生計画に基づき、道（市町村道、広域農道、林道）など所管省庁が異なる類似施設の一体的な整備を通じた連携強化の取組を引き続き推進する。

推進方針項目	推進方針
交通マネジメント、交通情報の提供	16　自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する。
	17　災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。
	18　交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの運用、ICT を活用した情報収集・共有、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止め等の交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
	19　災害時における情報提供が遅れぬよう、AI による画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する。
緊急輸送道路等の確保対策	20　ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理の実現のため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する。
	21　災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により、避難路等の多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する。
	22　大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
	23　大規模災害時においては、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔で網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する。
	24　道路啓開等総合啓開などの復旧・復興業務を迅速に行うため、これらの業務を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を促進する。

推進方針項目	推進方針
	25 「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。併せて、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開について関係機関と連携して検討を進める。
幹線鉄道ネットワークの整備	26 大規模自然災害の発生時において、鉄道施設が被害を受け都市間の鉄道交通が麻痺することを防ぐため、雪や大雨などの災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能するリニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークを整備する。
	27 また、リニア中央新幹線の高速特性による効果をより広域的に波及させるとともに、災害に強い強靭な地域づくりを推進するため、リニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討し、結節機能の強化を図る。
鉄道施設の浸水対策、耐震化、危機管理体制	28 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を促進する。
	29 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について、引き続き洗掘防止対策や異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。また、豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。
	30 年 12 月に公表された「新幹線の地震対策に関する検証委員会中間とりまとめ」等も踏まえ、2022 年3月の地震において比較的大きな軌道沈下が発生した高架橋と同様の在来線の高架橋については 2027 年度までに優先的に耐震補強を進める。また、これまでの耐震対策の取組によって、南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線・緊急輸送道路等と交差・並走する箇所における高架橋等の崩壊を防止する対策については、速やかに完了するとともに、今後は、対象地域を拡大し、それ以外の地域でも緊急輸送道路等と交差・並走する箇所の耐震対策を推進する。くわえて、復旧性の向上のための耐震補強について、南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域において推進する。
	31 降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策が適切に実施されるよう必要な施策を強化する。また、最大で1

推進方針項目	推進方針
	週間にわたる列車運休や、駅間停車による乗客の閉じ込めが発生したことを踏まえ、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策が適切に実施されるよう対策を進める。
	32　老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図る。また、新幹線の土木構造物の健全性を維持・向上するため、予防保全に基づく大規模改修により、継続的な高速旅客輸送機能の維持に取り組む。
	33　近年、頻発化・甚大化する自然災害により、貨物鉄道輸送の長期不通が頻繁に発生し、それに伴う物流網の混乱等が発生しているため、長期不通が発生しないように貨物鉄道ネットワークを強化する。また、長期不通が発生した場合でも、迅速、かつ、安定的に代行輸送を実施できる体制を確立するため、特に脆弱な区間を対象に、代行輸送の拠点となる貨物駅における円滑な積替えを可能とするための施設整備を推進する。さらに、災害時に貨物鉄道が一部寸断された場合に速やかに対応できるよう、代替輸送可能な貨物路線ルートや車両の対応規格等を確認・整理する。
帰宅困難者等対策	34　大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や鉄道事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する。
	35　大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を推進する。
	36　想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがない都市において、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
旅行者対策	37　災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。

⑨農林水産

推進方針項目	推進方針
農山漁村における人命・財産を守る防災・減災対策	1　異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップの作成・周知等を進める。
	2 「田んぼダム」の取組を広げていくため、地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。
国内の食糧生産のためのハード対策とソフト対策を組み合わせた災害対策等の強化	3　農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋、林道橋等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。
	4　農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。
	5　農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。
農林水産業の振興、農山漁村コミュニティの維持による災害対応力向上	6　農山漁村集落が衰退・消滅し、地域コミュニティ機能が低下することを防ぐため、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。また、市域の保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図る。
	7　農村において集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境を適切に整備する。
	8　森林の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を図る。
	9　地域防災計画等に基づき、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。

推進方針項目	推進方針
	10　山地災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する。
災害に強い森林づくり等の推進	11　大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、治山対策による荒廃山地・渓流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化する傾向にあることを踏まえ、治山対策をより一層推進する。特に、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を図るとともに、これらに係るハード対策と併せて山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策を一体的に実施し、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。
	12　豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施と、これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良、重要インフラ施設周辺の森林整備を推進する。また、地域住民と地域外関係者等が一体となった森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を行う。さらに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。
	13　地域コミュニティ等と連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに、災害時における市有林材等の仮設住宅資材としての活用について検討する。
	14　豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するため、CLT 等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の持つ公益的機能の維持・発揮を推進する。
サプライチェーンの災害対応力の強化	15　大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、強靱な道路網の整備を推進するとともに、園芸産地における複数農業者による BCP の策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。

推進方針項目	推進方針
	16　土地改良施設を管理する土地改良区等における BCP の策定等を推進するとともに、停電による生産・流通機能への影響を踏まえた非常用電源の確保など、農業生産・流通機能を維持するための体制構築を進める。
応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進	17　食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。
	18　被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
都市農業の振興等	19　都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る。

⑩地域保全

推進方針項目	推進方針
総合的な地域保全対策の推進	1　南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害に対して備えるため、引き続き土砂災害防止施設の整備、河川改修、河川堤防等の耐震化、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、土砂災害警戒区域等の指定、想定し得る最大規模の洪水、内水を想定したハザードマップの作成・周知、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。
	2　河川の整備に係る計画等について、洪水、内水、土砂災害等の自然現象が気候変動によってどの程度変化するか将来予測を行い、降雨量の増加などを考慮して見直しを行う。
	3　気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係行政機関の緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。あわせて、特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。
	4　大規模氾濫が発生した場合にも社会経済活動が長期停止することのないよう、まちづくりとも連携しつつ、河川の堤防、水門等・排水機場等の整備や耐震化、老朽化対策等を推進する。
	5　施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。
	6　ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダム管理者との情報網を整備する。さらには、AI の活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、ダムの運用の改善・高度化等を図り、治水機能の強化、水力発電の促進、地域振興を両立する「ハイブリッドダム」の取組を進める。

推進方針項目	推進方針
	7　豪雨や地震等に伴う土砂災害から市民の生命・財産の被害を防止・軽減するため、砂防施設等の整備を推進する。
	8　大規模地震が想定される地域等の河川において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震対策を進める。
	9　施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、砂防設備、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場・ダム等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。また、ダムの貯水池機能の回復等のため、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組む。
	10　自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。
	11　気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続き知見の収集・活用を進めるとともに、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえ、地域の実情に応じた気候変動適応策を推進する。
	12　地域気候変動適応計画及び防災関連計画等に基づき、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施する。
	13　近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。
ソフト対策の充実	14　洪水時の被害軽減、早期復旧のため、要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止計画作成等に関する取組を促進する。
	15　豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、洪水・内水等による浸水被害を想定したハザードマップ及び GIS データの作成、緊急速報メールを活用したプッシュ型配信、避難情報の的確な発令を支援する水害対応タイムラインの作成等を進める。

推進方針項目	推進方針
	16　頻発化する土砂災害に対し、県による高精度な地形図を活用した基礎調査や土砂災害警戒区域等の指定、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等を活用し、住民等の円滑な避難を促進する。
	17　人工衛星による昼夜・天候を問わない観測や、UAV による即時性の高い調査を通じて、深層崩壊・天然ダム・火山噴火による降灰等の状況を調査し、土砂・洪水氾濫等の土砂移動の影響範囲の把握を迅速化することにより、二次災害防止対策の実施、住民等の実効性のある警戒避難体制構築の支援を促進する。
	18　気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。
効果的な施設整備	19　施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。
既存施設の管理・活用の推進	20　河川管理施設、下水道施設、土砂災害防止施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する。
市町村等への技術的支援	21　災害復旧に不可欠な人材の育成や災害復旧に関する人材・ノウハウが不足している市町村等への技術的支援を迅速に行うための事前の体制を整備する。
健全な水循環の維持、回復	22　水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進する。
活断層に関する情報提供の実施	23　愛知県内の活断層について、引き続き県民に広く周知する。
災害対応策の高度化等	24　被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組むとともに、土砂崩落等により人の立入りが困難な被災現場における活動を可能とするため、建設機械の自動化・自律化・遠隔化技術等

推進方針項目	推進方針
	の開発・改良等を促進する。また、防災・減災の担い手となる建設産業の担い手の確保・育成に中長期的に取り組むとともに、自治体職員の技術力向上、災害復旧事業等への支援体制の強化等を進める。

⑪環境

推進方針項目	推進方針
自然生態系を活用した防災・減災の推進	1　社会の強靭性の向上に資する自然生態系の機能の更なる活用に向け、自然環境の保全・再生に適した場所の可視化方法や生態系機能の評価方法など、技術的知見の蓄積を図る。また、その情報発信、取組支援等を通じ、Eco-DRR の現場実装を進める。
	2　環境的資産の喪失を防止するためには健全な森林生態系を保全していくことが必要であるため、適正な鳥獣保護管理を推進する。
	3　近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む。
大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理	4　適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める。
	5　継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める。
	6　災害廃棄物処理の停滞により、人命救助や災害復旧作業の効率性が低下することを回避するため、あらかじめ貨物鉄道や道路輸送等の輸送特性をいかして災害廃棄物の輸送が可能な体制を構築する。
市町村における災害廃棄物処理計画の実効性の向上等	7　災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、国、県、他市町村、業界団体等との広域連携を図る。
有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の強化	8　化学物質の漏えいへの対応力を高めるとともに、広域的な大規模災害の場合においては、国、県、他自治体等と連携し、地域間で協力して対応する。また、関連する施設設備の更新・補修を適切に実施する。
	9　技術指針に適合していない休廃止鉱山の集積場や坑道について、自然災害時に有害物質等が拡散・流出しないよう、対策を進める。

⑫土地利用

推進方針項目	推進方針
安全な地域づくり	1　南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める。
	2　持続可能で多様性に富む強靭な地域を形成するため、新たな国土形成計画に示された「シームレスな拠点連結型国土」の考えを基本に、質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じた災害時等のリダンダンシー確保のための取組等を推進する。
	3　都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。
復興事前準備・事前復興の推進	4　被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
	5　復興まちづくりのための事前準備を進めるとともに、国・県の優良事例やガイドライン等を活用し、事前復興まちづくり計画の策定など、復興事前準備の取組内容の充実を図る。
地籍整備の促進	6　緊急輸送道路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化するとともに、登記所備付地図を整備する。
所有者不明土地への対策	7　中部地区土地政策推進連携協議会等を通じて得られる情報や、改正所有者不明土地法に基づく制度を活用し、所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を推進する。
首都機能をバックアップできる県土構造の構築	8　東京への一極集中の是正や国土強靭化に資する広域的な取組を踏まえ、中枢機能を適切に分担・バックアップできる地域構造の構築に向けた取組を推進する。
	9　「自律・分散・協調」型社会を実現するため、国、県、他市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体と連携し、地域の強靭化を進める。

⑵ 横断的分野

①リスクコミュニケーション

推進方針項目	推進方針
地域強靱化に関する教育等の推進	1 国土強靱化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO 等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助・共助の取組を効果的で持続的なものとする。このため、全ての関係者が自助・共助・公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む。
	2 災害発生時に一人一人が迅速・的確に行動をとることができるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、実践的な防災訓練や防災教育等を推進する。住民が主体的で適切な行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等と市が連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することにより、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。
地域の災害対応力の向上	3 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。また、防災ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する。
災害対応業務の実効性の向上	4 民間企業や防災に関する専門家の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなど、災害対応業務の実効性を高める。
自助の取組の促進	5 BCP の策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及啓発、情報提供等を進める。
非被災地への情報発信	6 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、今後の復旧・復興の見込み等に関する情報発信の体制を構築する。

推進方針項目	推進方針
要配慮者への対応	7　要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る。
災害対応業務の標準化等	8　大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。
共助社会づくり	9　地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。
	10　地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成する。
高齢者の役割の再認識	11　高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靭化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する。
避難の円滑化、迅速化等	12　「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。
	13　高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。
	14　各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。
	15　避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定・運用等を推進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する。
	16　想定し得る最大規模の洪水・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、人的被害防止につながるハザードマップ等により、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。

推進方針項目	推進方針
	17　水害に直面した際に市民が正しい行動をとれるよう、市民目線の情報提供や、市民の自発的な行動を促す地域協働型の取組など、「みずから守るプログラム」等を活用した取組を推進する。
地震に関する調査及び情報提供	18　国・県等が実施する被害想定の推計・見直しや、防災対策の進捗状況、最新の統計情報及び知見を踏まえ、その調査結果等を市民に周知し、防災対策に活用する。
	19　愛知県内及び本市周辺の地震の発生状況等に関する国・県等の情報を活用し、市民に周知する。
	20　愛知県内及び本市周辺の活断層に関する国・県等の情報を活用し、市民に広く周知する。
	21　頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・活用し、市民や関係機関への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る人材の育成等を進める。

②人材育成

推進方針項目	推進方針
人材の育成と技術的支援体制の整備	1　災害復旧に不可欠な人材の育成や、防災・減災に関するノウハウを身につけるための教育・研修等を推進する。また、過去の大規模災害の事例や本市の災害ボランティア受入体制を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。
	2　頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・活用し、市民や関係機関への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門的な人材の育成や、防災人材のネットワーク化を推進する。
	3　大規模災害時の復旧・復興に必要な人材不足に対応するため、国・県・他自治体等からの中長期派遣職員を円滑に受け入れる体制を整えるとともに、本市から被災自治体へ職員を派遣できる体制の確保に努める。
	4　大規模災害発生時の迅速な復旧を図るため、市職員の技術力向上に資する研修を実施・活用するとともに、分かりやすいマニュアル・手引等の整備を進める。
	5　行政職員に対して、防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化、災害救助法の理解促進等を図る。
	6　大規模な自然災害の発生に備えて、TEC-FORCE 等の国・県の支援体制との連携を図るとともに、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT や災害支援ナース等の災害医療人材との連携、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。
	7　自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT について、感染症を含む多様な災害への対応力向上に向け、関係機関による隊員の養成・研修等との連携を図る。
	8　災害時の医療活動を円滑に調整できるよう、災害医療コーディネーター等の専門人材との連携体制の確保・強化を図る。
	9　大規模災害時に精神保健医療機能を確保し災害関連死を抑制するため、DPAT 等の専門チームとの連携・受援体制の確保を図る。
	10　災害時の福祉支援を円滑に行うため、県の災害福祉支援ネットワークや災害派遣福祉チーム等との連携・受援体制の強化を図る。

推進方針項目	推進方針
	11　建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める。
	12　現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。
	13　多様な産業の原材料・部品等のサプライチェーン確保に向け、被災リスクの軽減、災害発生時の供給施設の被害把握等に関する知識とノウハウを持ち、プロセス全体を把握できる人材の育成を促進する。
	14　保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、スマート保安の更なる普及を図る。
	15　有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。
指導者等の育成	16　学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する。特に、復興の観点からはまちづくり・地域づくりに関わる仕組等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

③老朽化対策

推進方針項目	推進方針
インフラ老朽化対策等の推進	1　インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。限られた財源の中で膨大な市有施設の老朽化に対応するため、岡崎市公共施設等総合管理計画及び施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）等に基づき、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。
維持管理の体制整備	2　インフラ維持管理・更新の担い手の減少や、多くのインフラを管理するための予算や人的資源の不足が懸念されているため、ドローンやAI、IoT を活用したリモートセンシング等、少ない人手で効率的に対応できるような技術活用や実行性ある維持管理体制の整備を進める。
市町村への支援	3　社会資本の持続可能なメンテナンス体制を構築するため、国・県等の関係機関との連携や技術的支援の活用を図りながら、技術面・人材面の課題に対応し、適切な維持管理・更新を推進する。

④研究開発

推進方針項目	推進方針
技術開発成果の転用と活用	1　地域の特性等を踏まえて災害・被災情報（災害の種類・規模、被災した個人・構造物・インフラ等）をきめ細かく予測・収集・共有し、個人に応じた防災・避難支援、自治体による迅速な救助・物資提供、民間企業と連携した応急対応などを行うネットワークを構築する。
	2　CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）や MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など、地域強靱化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める。
イノベーションの創造	3　戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）によるスマート防災ネットワークの構築等、国等が進める研究開発の成果について情報収集を行い、本市の防災・減災対策への活用を図る。

⑤産学官民・広域連携

推進方針項目	推進方針
大規模災害時の広域連携	1　広域的な連携体制や応援・受援体制の構築に当たっては、本市に直接的な被害が生じない場合でも、他地域の大規模自然災害による間接的な影響を考慮し、他地域が被災した場合の応援や、広域災害時の相互支援体制の充実を図る。
	2　国、県、他自治体、民間企業、業界団体等との協定締結や連携を推進し、その内容を各種計画に反映するとともに、大規模災害を想定した広域的・業界横断的な実践訓練等を実施する。
産学官民の連携	3　道路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、帰宅困難者等対策、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する。
	4　連携先となる地域に精通した民間企業等の人員・資機材の維持・確保や自立・分散型エネルギーの導入、施設の堅牢化等についても平時から推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。
	5　被害情報を始めとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有、円滑な避難行動の促進や物資の調達・輸送に向け、デジタル活用等の新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供等の官民で連携した取組を推進する。
	6　個人ボランティアや NPO 等による被災地支援活動が効果的に行われるよう、市、社会福祉協議会、自治会、地域 NPO 等が連携した受入体制を整備する。また、災害対策本部等に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める。
	7　平時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する。
	8　大学等の研究組織と連携しながら、大規模自然災害への対策に関する調査・研究成果を活用し、市内の企業、市民等に広く情報発信、教育・普及啓発を行う。また、防災・減災対策において研究成果の活用を図る。

推進方針項目	推進方針
	9　本市の強靭化に係る課題等について、産学官民の関係者が継続的に議論・情報共有できる場の活用・充実を図るとともに、地域における防災・減災に関する知見の集積・活用を推進する。
あいち・なごや強靭化共創センターにおける取組の推進	10　あいち・なごや強靭化共創センター等が産学官で進める取組や研究成果について情報収集を行い、本市の地域強靭化施策への活用を図る。
愛知県の強靭化に資する適切な民間資金の活用	11　様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。
南海トラフ地震の関係都府県市との連携	12　県域を越えた広域連携体制を確保するため、国・県や関係自治体等が実施する広域的な訓練への参加など必要な取組を進める。また、防災・危機管理に関する連絡会・協議会等を通じて、関係自治体等との情報収集・情報交換を行い、連携を強化する。
市町村間の協調・連携に係る取組の推進	13　西三河地域をはじめとする市町村間の防災・減災に関する協議・情報共有等を通じ、自治体間の協調・連携に係る取組を推進する。

⑥デジタル活用

推進方針項目	推進方針
デジタル技術の活用	1　TEC-FORCE 等の国・県の支援機関とも連携し、被災状況の迅速な把握や応急活動の現場の状況報告、情報集約・共有等にデジタルデバイスを活用するとともに、災害情報システムの連携や浸水常襲箇所への低コストな浸水センサの設置・活用等によって災害情報を把握するなど、正確な状況判断を行うための取組を推進する。
	2　施設台帳や図面のデジタル化、民間企業における財務・経理情報のデジタル化など、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する。
	3　国土強靱化の取組を効率的に進めるために、現場におけるロボット、ドローン、AI 等の活用、ICT 施工の実施、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進する。

別紙Ⅱ　岡崎市行動計画

1　基本的事項

本行動計画は、岡崎市地域強靱化計画の実行計画として、「対策の柱 ＞ 対策項目 ＞ 取組項目 ＞ 対策事業」の体系により、165の取組項目と372の対策事業及び進捗管理指標を整理したものである。

◎は最重点取組項目、○は重点取組項目を示す。記号は取組項目名の横に付し、個々の事業に重点の区分を付すものではない。

重要業績指標・目標値等を設定している対策事業は、事業名の下に「指標・目標」として記載する。

2　取組項目及び対策事業

次ページ以降に掲載。

対策の柱1 直接死を防ぐ

対策項目 1-1 地震動対策

取組項目 1-1-1 住宅の耐震化の促進 ◎

住宅の耐震診断、耐震改修の補助、意識啓発により住宅の耐震化を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
住宅・建築物耐震化事業費補助 指標・目標：住宅の耐震化率97%（～R12年度）	～R12年度	住環境政策課
住宅除却事業費補助	～R12年度	住環境政策課
住宅・建築物耐震化啓発	～R12年度	住環境政策課

取組項目 1-1-2 建築物の耐震化の促進 ◎

不特定多数の者や避難に配慮を必要とする大規模建築物への耐震改修を促進します。
規定数量以上の危険物を貯蔵または処理する建築物に対して、耐震改修促進計画に基づく指導等により耐震化を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
規程数量以上の危険物を貯蔵または処理する建築物の耐震化の促進	～R12年度	住環境政策課

取組項目 1-1-3 建築物の非構造部材等の耐震対策の促進

民間建築物への指導やブロック塀の改善への支援などにより建築物の非構造部材等の耐震対策を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
ブロック塀等撤去費の補助	～R12年度	住環境政策課

取組項目 1-1-4　市有施設の非構造部材等の耐震対策の推進

市有施設の天井の脱落防止など、非構造部材等の耐震対策を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
市有施設の天井等の脱落対策の実施	適時	行政経営課

取組項目 1-1-5　学校施設の非構造部材の耐震対策の推進

市立学校の窓ガラス破損対策など、学校施設の非構造部材の耐震対策を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
市立学校南側窓ガラスの飛散防止対策 指標・目標：対策未完了の小中学校について、飛散防止フィルムの貼付完了（R9～11年度）	R9～11年度	教育委員会施設課

取組項目 1-1-6　危険な空き家の除却等への支援

倒壊等のおそれのある危険な空き家の除却等を支援し、周辺の安全確保と災害時の被害軽減を図ります。

対策事業	事業期間	担当課
危険空き家の除却 指標・目標：市民の良好な生活環境の形成及び維持を図る（～R10年度）	～R10年度	住環境政策課

取組項目 1-1-7　家具等の転倒防止対策の促進 ◎

家具固定の必要性について意識啓発を図るとともに安価で簡単な方法、柱や壁に傷をつけない固定方法の情報発信、高齢者・障がい者世帯への家具等転倒防止対策の支援などにより家庭内及び事業所の室内の安全化を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
避難行動要支援者家具転倒防止事業 指標・目標：年間利用40件	永年	長寿課
住宅及び事業所内における安全対策の促進	永年	防災課
市有施設の室内の安全化の推進	永年	各施設管理課

取組項目 1-1-8　緊急地震速報受信システムの活用

緊急地震速報受信システムを利用した時の訓練を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
緊急地震速報受信システムの設置と活用訓練の推進 指標・目標：活用訓練の実施　4回/年	永年	防災課

対策項目 1-2 火災対策

取組項目 1-2-1　災害に強い街づくりを支える道路整備等の推進 ◎

避難や消火活動など防災活動を行うことができる道路整備や延焼遮断空間の確保など、都市基盤の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
土地区画整理事業の推進 指標・目標：事業進捗率100％（R13年度まで（見込み））	～R13年度（見込み）	市街地整備課
狭あい道路拡幅整備補助	永年	住環境政策課
防火、準防火地域の指定	永年	都市計画課

取組項目 1-2-2　市街化区域内の公園緑地整備の推進

延焼火災の拡大を抑制するオープンスペースを確保するため、公園や緑地の整備を進めます。

対策事業	事業期間	担当課
都市公園等の整備・改善	永年	公園緑地課

取組項目 1-2-3　火災予防の指導と啓発の推進 ○

火災の発生や延焼火災を予防するため、家庭、事業所、地域における防火対策の指導や初期消火訓練の実施、意識啓発を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
特殊建築物の防火対策の指導	永年	建築指導課

対策事業	事業期間	担当課
消防法に規定する立入検査の強化と違反対象物の是正 指標・目標：防火対象物のうち重大な消防法令違反割合5%以下（永年）	永年	予防課
地域及び事業所の初期消火体制向上に向けた指導	永年	予防課
住宅、防火管理者等への火災予防指導	永年	予防課
耐震自動消火装置付器具の普及啓発	永年	予防課
感震ブレーカー設置の推進	永年	予防課

取組項目 1-2-4　消防水利の確保や消火用資機材の充実 ○

消防力を強化するため、耐震性防火水槽などの消防水利や消火用資機材を整備します。

対策事業	事業期間	担当課
耐震性防火水槽の整備 指標・目標：耐震性防火水槽9基新設（R9～17年度）	永年	消防救急課
河川水の取水のための通路・階段等利用環境の整備	永年	消防救急課
クレーン車等出動応援に係る協定	永年	消防救急課
化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備	永年	消防救急課
消防機械、水利、火災報知設備その他の消防施設、設備等の整備改善及び性能調査の実施	永年	消防本部総務課
消防団施設の整備	永年	消防本部総務課
岡崎市消防支援隊の活用	永年	消防本部総務課
可搬式小型ポンプの更新	永年	消防救急課

取組項目 1-2-5　消防職員・消防団員の育成

大規模災害時に消防職員及び消防団員を指揮、統制できる能力や消防防災に関する高度で専門的な知識と技術の習得を図るため、消防大学等を活用した教育を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
消防大学等を活用した消防職員・団員の教育	永年	消防救急課

取組項目 1-2-6 避難場所の確保

延焼火災や地震により発生する各種被害から命を守ることのできる避難場所を確保します。

対策事業	事業期間	担当課
指定緊急避難場所の指定	永年	防災課
広域避難場所の指定	永年	防災課

対策項目 1-3 豪雨・台風、洪水・高潮対策等

取組項目 1-3-1 流域治水に基づく河川改修の促進 ◎

流域全体の治水安全度を高めるため、国・県管理河川の改修促進と適切な維持管理を国及び県に働きかけます。

対策事業	事業期間	担当課
国・県への河川改修事業推進の協力	永年	河川課

取組項目 1-3-2 災害リスクを踏まえた適正な土地利用の誘導

土地利用基本条例や立地適正化計画に基づき、災害リスクを踏まえた安全で適正な土地利用を誘導します。

対策事業	事業期間	担当課
岡崎市土地利用基本条例に基づく安全な土地利用の誘導	永年	都市計画課
立地適正化計画に基づく災害リスクを踏まえた適正な土地利用の誘導	永年	都市計画課

取組項目 1-3-3 雨水貯留施設・洪水調整池の維持管理 ◎

河川流域における集中的な出水を抑制するため、雨水貯留池や洪水調整池等を適切に維持管理します。

対策事業	事業期間	担当課
雨水貯留池・洪水調整池の維持管理	永年	河川課・下水道課

取組項目 1-3-4　河川・排水路等の維持管理 ◎

雨水の流下能力を確保するため、地域と連携した除草やしゅん渫等により、河川・排水路等の機能を維持します。

対策事業	事業期間	担当課
河川・排水路等の維持修繕	永年	河川課

取組項目 1-3-6　排水施設等の整備・維持管理の推進 ◎

浸水被害を軽減するため、排水施設、樋管、雨水ポンプ場及び雨水管渠の整備・維持管理を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
排水施設・樋管等の維持管理	永年	農地整備課・河川課・下水道課
雨水ポンプ場、雨水管渠整備 指標・目標：雨水ポンプ場の整備　1施設（～R11年度） 雨水管渠の整備　2.0km（R11年度）	～R11年度	下水道課

取組項目 1-3-8　農業用ため池の整備の推進 ◎

決壊した場合に下流の人家等に被害が生じる危険性があるため池等について、耐震対策、豪雨対策及び老朽化対策を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
農業用施設（ため池等）の耐震化 指標・目標：防災重点農業用ため池16箇所の耐震化等の整備（～R12年度）	永年	農地整備課

取組項目 1-3-9　農業用排水機場の整備 ◎

異常気象による浸水を防止し、地震後も地域の排水機能を確保するため、関係機関と連携して農業用排水機場の更新整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
合歓木排水機場更新事業（仮称）	～R15年度	農地整備課

取組項目 1-3-11 地域水防体制の強化 ◎

消防団・消防職員・河川管理者等との連携、役割分担、技術の習得及び情報共有体制の整備により、地域水防活動の実効性を高めます。

対策事業	事業期間	担当課
消防団と連携した地域水防の強化 指標・目標：岡崎市水防訓練の実施（令和10年度）	永年	防災課
消防職員の水防技術の習得 指標・目標：岡崎市水防訓練の実施（令和10年度）	永年	防災課
河川管理者と水防本部（災害対策本部）との連携強化 指標・目標：岡崎市水防訓練の実施（令和10年度）	永年	防災課

対策項目 1-4 土砂災害等対策

取組項目 1-4-1 土砂災害対策の促進 ◎

地震等により発生する土砂災害を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、土砂災害の危険性を周知し警戒避難体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
急傾斜地崩壊対策事業崩壊対策事業の促進	永年	河川課
土砂災害ハザードマップの更新・公表	永年	河川課

取組項目 1-4-2 土砂災害発生時における関係機関の連携の強化

愛知県総合土砂災害対策推進連絡会に参画し、関係機関との連絡調整と情報共有を通じて、総合的な土砂災害対策を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
愛知県総合土砂災害対策推進連絡会への参加 指標・目標：継続参加（永年）	永年	河川課・防災課

取組項目 1-4-3　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の推進 ◎

「土砂災害防止法」に基づき指定した土砂災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
要配慮者関連施設に係る避難計画策定への支援 指標・目標：策定義務対象施設の避難確保計画策定率:100%	永年	防災課

取組項目 1-4-4　盛土等に伴う災害防止

盛土等に伴う災害を防止するため、既存盛土等の分布状況を把握・公表するとともに、宅地造成及び土石の堆積に関する工事の許可・検査を行います。

対策事業	事業期間	担当課
既存盛土等の分布状況の把握及び公表、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価	永年	建築指導課
宅地造成及び土石の堆積に関する工事の許可・検査	永年	建築指導課

取組項目 1-4-5　大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進

大規模盛土造成地の分布状況を把握・公表し、応急対策の必要性判断や安全性把握調査の優先度評価を行うとともに、規制区域の指定・公表及び宅地造成及び土石の堆積に関する工事の許可・検査を行います。

対策事業	事業期間	担当課
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定及び規制区域の公表	永年	建築指導課
大規模盛土造成地の分布状況の把握及び公表、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価	永年	建築指導課
宅地造成及び土石の堆積に関する工事の許可・検査(1-4-4再掲)	永年	建築指導課

対策の柱2 迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する

対策項目 2-1 救助・救急活動の体制整備

取組項目 2-1-1 広域防災拠点の整備の促進 ○

地区防災活動拠点として位置付けられている岡崎中央総合公園の防災整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
岡崎中央総合公園の整備	永年	公園緑地課

取組項目 2-1-2 緊急消防援助隊の受援体制の強化

大規模地震発生時に緊急消防援助隊受援を円滑に受け入れるため、計画の見直しや訓練を実施して体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
緊急消防援助隊受援計画の見直し	永年	消防救急課
緊急消防援助隊受援計画に基づく訓練の実施	永年	消防救急課

取組項目 2-1-3 救助活動を行う消防職員の災害対応力の強化

災害時に救助・救急活動を行う消防職員に対し、資機材の整備や教育訓練の実施を行うとともに、広域的な応援協定等により災害対応力を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
救助活動実施体制の強化（資機材の計画的な整備促進）	永年	消防救急課
隊員に対する教育訓練の実施	永年	消防救急課
消防相互応援協定	永年	消防救急課
救急救命士の新たな救命処置に係る追加講習への参加	永年	消防救急課

取組項目 2-1-4 救出救助資機材等の整備の推進 ○

被災者等の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動用資機材の充実を図るとともに、協定等により医療機関への搬送手段を確保します。

対策事業	事業期間	担当課
救助用資機材の充実	永年	消防救急課
救助用車両及び救助資機材の整備、点検	永年	消防救急課
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	永年	消防救急課
災害時における車両による緊急輸送に関する協定	永年	庁舎車両管理課

取組項目 2-1-5 防災通信システムの強化

幸田町との消防指令業務共同運用の開始にあわせて次期高機能消防指令センターを整備し、適切に維持管理を行います。

対策事業	事業期間	担当課
防災通信システムの耐震化・高度化	R9～10年度	共同通信課
防災通信システムの維持管理	永年	共同通信課

取組項目 2-1-6 消防団の施設・設備の充実 ○

震災時の活動が十分に行えるよう、消防団の資機材の整備、出動体制の確保、訓練等を総合的に推進します。

対策事業	事業期間	担当課
消防団の資機材整備や訓練等の実施	永年	消防救急課

取組項目 2-1-7 消防団員の参集状況を把握するシステムの活用

消防団員の参集状況を把握するシステムを利用した参集訓練を実施します。

対策事業	事業期間	担当課
消防団員の参集訓練の実施	永年	共同通信課

取組項目 2-1-8 消防団員の確保 ○

消防団員募集ポスターやリーフレットを活用した加入促進PR 活動により、消防団員の確保を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
消防団員の加入促進活動の実施 指標・目標：1517人を確保する（永年）	永年	消防本部総務課

取組項目 2-1-9 消防団と地域コミュニティ等の連携の促進

各地区で行われる防災訓練や地域別防災訓練等の各種訓練に消防団と自主防災組織等が参加することで、災害発生時の連携体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
消防団と地域コミュニティ等の合同訓練の実施	永年	消防救急課

取組項目 2-1-10 地域ぐるみの消防団支援の促進

事業所や販売店、地域住民と消防団の連携体制の整備を支援し、地域の活性化と地域防災力の向上を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
消防団員応援事業所制度	永年	消防本部総務課

取組項目 2-1-11 広域避難場所等となる公園緑地の整備の推進

広域避難場所として指定されている岡崎中央総合公園、東公園、岡崎城公園、南公園の避難場所としての安全性を確保するためのバリアフリー化や防災整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
岡崎中央総合公園の整備（取組項目 2-1-1再掲）	永年	公園緑地課
広域避難場所に指定されている公園のバリアフリー改修（東公園、岡崎城公園）	永年	公園緑地課

取組項目 2-1-12 都市ガス災害への体制整備

都市ガス災害の軽減と対応に向けて、都市ガス事業者との協定や訓練により災害時の体制整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
都市ガス災害に関する業務協定	永年	防災課

対策項目 2-2 医療・福祉機能維持

取組項目 2-2-1 災害拠点病院等の機能の強化 ◎

災害拠点病院における災害時対応の強化を図るとともに、救急医療体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
災害対策マニュアル・BCPの充実	永年	岡崎市民病院事務局総務課
災害医療に関する訓練等の実施	永年	岡崎市民病院事務局総務課
医療救護所の指定	永年	保健政策課・防災課
後方支援病院の指定確保	永年	保健政策課・防災課
救護建築物の耐震化の支援	R12年度	住環境政策課

取組項目 2-2-2 災害医療に係る情報収集・連絡体制の確保

愛知県が主催する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の入力訓練等の実施を通じ、災害医療に係る情報収集・連絡体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用した研修・訓練の実施 指標・目標：災害医療活動に係る情報収集等の研修・訓練の参加（永年）	永年	保健政策課
複数の通信手段の確保	永年	保健政策課

取組項目 2-2-3 社会福祉施設等の機能維持 ◎

災害時にも社会福祉施設等の機能を維持できるよう、高齢者施設等の老朽化対策を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
高齢者施設の老朽化対策等の促進 指標・目標：必要に応じ年度毎に実施（～R12年度）	～R12年度	介護保険課

取組項目 2-2-4 広域医療搬送体制の強化 ◎

県内の関係機関との連携を強化するとともに、日本赤十字社愛知県支部救護班（愛知 DMAT）との協定に基づき、災害発生時における医療支援体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
保健医療調整会議との連携及び当該会議体等を通した関係機関との連携強化	永年	保健政策課
愛知DMAT協定の維持	永年	岡崎市民病院事務局総務課

取組項目 2-2-5 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備 ◎

災害時に必要な医薬品等の備蓄を推進するとともに、協定により供給体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
医薬品等の備蓄（備蓄、調達体制） 指標・目標：医薬品のランニング備蓄等に関する協議書に基づく備蓄品の配備	永年	防災課
岡崎薬剤師会及び県等と連携した災害時の医薬品等の供給体制の整備	永年	生活衛生課

取組項目 2-2-6 災害医療調整機能の強化 ◎

医療救護活動計画を策定するとともに、県、岡崎市医師会等の関係機関と連携した訓練を実施し、災害時医療救護体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
医療救護活動計画の恒常的な見直し	永年	保健政策課

対策事業	事業期間	担当課
保健医療調整会議に係る訓練への参加 指標・目標：保健医療調整会議に係る訓練への参加　1回/年（永年）	永年	保健政策課
医療救護の実施に係る協定 指標・目標：4団体を維持（永年）	永年	保健政策課
医療救護活動訓練の実施	永年	保健政策課

取組項目 2-2-8　社会福祉施設の非常用電源確保の促進 ◎

災害による停電時にも社会福祉施設の機能を維持できるよう、再生可能エネルギー等を活用した非常用電源の確保を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
高齢者施設への再生可能エネルギー等による電力確保の促進 指標・目標：必要に応じ年度毎に実施（～R12年度）	～R12年度	介護保険課

取組項目 2-2-9　災害時要配慮者の避難受入体制の整備 ◎

災害時の施設利用についての社会福祉施設との協定等により、災害時要配慮者等の避難場所や二次避難所の確保を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時における二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する協定	永年	福祉政策課

対策項目 2-3 避難生活環境の確保

取組項目 2-3-1 避難所の円滑な運営等に関する支援

避難所の円滑な運営と生活環境の維持や衛生管理に向けて、避難所の指定や整備、地域住民等による自主運営に向けた開設訓練、地域に適した避難所運営ルール検討とマニュアル作成等を通じ、避難所環境の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
指定避難所の指定・整備	永年	防災課
避難生活支援マニュアルの見直し 指標・目標：見直し1回／年	永年	防災課
地域支援員（避難所運営担当）への研修及び訓練の実施 指標・目標：説明会1回／年　訓練1回／年	永年	防災課
関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得た避難所開設及び運営の実施に向けた準備	永年	防災課
避難所等の開設訓練の実施 指標・目標：避難所開設訓練の実施　22会場／年	永年	防災課
在宅避難を含む多様な避難の在り方と、避難所生活の実態に関する市民への啓発	永年	防災課
動物の収容及び救護活動に関する協定	永年	動物総合センター
し尿及びごみ処理相互援助に関する協定	永年	廃棄物対策課
住民主体の避難所開設・運営体制の整備（ファーストミッションボックス） 指標・目標：ファーストミッションボックスを使用した訓練の実施（1回/年）	永年	防災課
届出避難所の拡充	永年	防災課

取組項目 2-3-2 避難所への再生可能エネルギーの導入の支援

医療救護所が設置される指定避難所の学校に太陽光発電設備を設置し、災害時の電力確保を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
避難所への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	永年	ゼロカーボンシティ推進課

取組項目 2-3-3 学校体育館等への空調設備の設置促進

避難所となる小中学校の屋内運動場に空調設備を整備し、災害時の避難生活環境の改善と熱中症対策を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
学校体育館空調設備整備事業 指標・目標：避難所となる小中学校の屋内運動場への空調設備整備率100%（～R11年度）	～R11年度	教育委員会施設課

取組項目 2-3-4 男女共同参画の視点を取り入れた災害支援体制の整備

多様なニーズに配慮した防災・災害対応を進めるため、男女共同参画の視点に関する啓発と女性の参画を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
防災・災害時対策において、男女共同参画の視点を取り入れるための啓発を実施	R8～12年度	多様性社会推進課

取組項目 2-3-5 災害時要配慮者の避難生活の支援 ○

災害時要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所施設のバリアフリー化や情報提供手段の準備、支援体制の強化を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
避難所となる公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進（バリアフリー法の認定）	永年	建築指導課

対策事業	事業期間	担当課
緊急通報システム事業 指標・目標：設置台数345件/年度（永年）	永年	長寿課
難病患者等への災害時個別支援計画の作成	永年	健康増進課
医療的ケア児等の災害時個別支援計画の作成	永年	こども家庭センター
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	永年	健康増進課

取組項目 2-3-6 消毒等防疫体制の整備

災害時の感染症や食中毒の予防、防疫活動の実施に向けた準備を行い、体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時の防疫活動に必要な資機材の整備	永年	感染症予防課
災害発生時における防疫活動の協力に関する協定	永年	生活衛生課
臨時予防接種の実施に向けた事前準備	永年	感染症予防課
岡崎市食品衛生協会と連携した食品の衛生確保等の協力協定と訓練の実施	永年	生活衛生課
災害時の食中毒予防等に関する教育の実施と広報活動の実施に向けた事前準備	永年	生活衛生課
避難所の生活衛生の確保に必要な専門的人材の育成	永年	生活衛生課
災害時の感染症予防に関する教育の実施と広報活動の実施に向けた事前準備	永年	感染症予防課

取組項目 2-3-7 災害時保健活動体制の整備の推進 ◎

災害初動時の情報伝達訓練や愛知県との応援・派遣調整、保健活動の活動訓練の実施、災害時の保健師、歯科衛生士、管理栄養士の活動マニュアルの見直しや、研修等による人材育成を行い、保健師による災害時の保健活動の体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時保健師等初動体制構築訓練の実施 指標・目標：訓練実施回数　年1回（永年）	永年	健康増進課

対策事業	事業期間	担当課
災害時保健活動体制の整備の促進 指標・目標：適宜見直す（永年）	永年	健康増進課
歯科保健医療活動体制の整備の促進 指標・目標：適宜見直す（永年）	永年	健康増進課
栄養・食生活支援活動体制の整備の促進 指標・目標：適宜見直す（永年）	永年	健康増進課

取組項目 2-3-11 ペット同行避難体制の整備

災害時に飼い主がペットとともに適切に避難できるよう、ペット同行避難の受入れ・運用体制を整備します。

対策事業	事業期間	担当課
ペット同行避難体制の整備 指標・目標：ペット同行避難に必要な資機材の整備支援：70箇所を維持（必要に応じて資機材の更新・充実を図る）（永年）	永年	動物総合センター

取組項目 2-3-12 避難行動要支援者の支援体制の整備の推進 ○

地域住民の共助や社会福祉施設等との協定により、避難行動要支援者の支援体制の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
高齢者見守り支援事業	永年	長寿課
避難行動要支援者支援 指標・目標：避難行動要支援者名簿配付率100％を維持する（永年）	永年	福祉政策課
「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた社会福祉施設等との災害時における福祉避難所の設置について協定	永年	福祉政策課

対策事業	事業期間	担当課
避難行動要支援者への意識啓発や防災訓練への参加呼びかけ、市民に対する避難行動要支援者の避難に関する訓練の実施	永年	福祉政策課
優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成	永年	福祉政策課
災害時要支援者（身体障がい者手帳）に対する日常生活用具費等補助制度	永年	障がい福祉課

取組項目 2-3-13 避難所外避難者への支援体制の整備

在宅避難者や車中泊避難者が必要な情報、物資、電源等の支援を受けられるよう、支援方法の検討と啓発を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
在宅避難の推進（備蓄、電源確保、情報伝達、物資調達方法等）の検討・啓発	永年	防災課
車中泊者の対応（車中泊の注意事項、情報伝達、物資調達手法等）の検討・啓発	永年	防災課
各家庭への自律分散型エネルギーの導入	永年	ゼロカーボンシティ推進課

取組項目 2-3-14 衛生的なトイレの確保

避難生活における良好な衛生環境を確保するため、下水道災害対応トイレの整備及び設置協力体制の確保を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
下水道災害対応トイレの設置協力協定	永年	下水道課
下水道災害対応トイレの整備 指標・目標：下水道災害対応トイレの整備　5箇所（～R11年度） 指定避難所への下水道災害対応トイレの整備　1箇所程度／年（R7～11年度）	～R11年度	下水道課

取組項目 2-3-15 広域避難に関する取組の推進

大規模災害時における市域を越えた避難を円滑に行うため、近隣市町村等との協議・連携を進め、広域避難の受入れ・送り出し体制を整備します。

対策事業	事業期間	担当課
広域避難に関する取組の推進 指標・目標：近隣市町村との協議1回／年	永年	防災課

対策項目 2-4 物資・エネルギー対策

取組項目 2-4-1 初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保

発災直後に必要となる食料や物資等の品目、数量を精査して備蓄・調達計画を作成するとともに、適切なメンテナンス、広域的な調達体制や配送に係る協定、事業所への協力依頼など、食料や物資の確保を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
被災者支援物資等備蓄、管理 指標・目標：岡崎市備蓄計画に基づく備蓄品の配備	永年	防災課
岡崎市備蓄計画の見直し 指標・目標：見直し 1回／年	永年	防災課
被災者のための応急食料の備蓄、更新及びメンテナンス 指標・目標：更新及びメンテナンス 1回/年	永年	防災課
隣接市町等との一体的な食料調達の調整の実施	永年	防災課
民間事業所との協定による流通備蓄の活用	永年	防災課

取組項目 2-4-2 指定避難所における防災備蓄品の配備

発災直後に必要となる食料・生活必需品等の品目と数量を踏まえ、指定避難所へ防災備蓄品を計画的に配備・更新します。

対策事業	事業期間	担当課
指定避難所への防災備蓄品の配備 指標・目標：岡崎市備蓄計画に基づく備蓄品の配備	永年	防災課

取組項目 2-4-3 食料及び生活必需品の調達体制の整備 ◎

調達協定の締結などにより、災害時の食料や日用品、熱源などの確保を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
米穀の売却協定、食料、日用品、LPガス等の調達の協定と訓練の実施 指標・目標：総合防災訓練に合わせた訓練の実施　1回／年	永年	防災課

取組項目 2-4-4 災害時の物流体制の強化 ◎

過去の地震災害の教訓を踏まえ、物資の輸送に関する協定の締結や物資等の集積場所の指定、見直し等により災害時の物流体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
食品の輸送に関する協定と調達物資の一時的な集積場所の確保	永年	防災課
地域内輸送拠点の指定と見直し 指標・目標：1箇所追加（～R13）	～R13年度	防災課
「災害時物流円滑化検討会」への参加による物流及び人的支援体制の強化	永年	防災課

取組項目 2-4-5 家庭内備蓄の促進 ◎

地域住民に対して、出前講座や防災パンフレットの配布、イベント等の機会を活用した普及啓発により、可能な限り1週間分程度、最低でも3日分程度、家庭内備蓄を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
家庭内備蓄の促進 指標・目標：家庭内備蓄の意識調査の実施1回／年	永年	防災課

対策項目 2-5 帰宅困難者等対策

取組項目 2-5-1 帰宅困難者等支援対策の推進

帰宅困難支援マップ等による情報提供、支援施設の指定や駅前広場の整備など、帰宅困難者への支援を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
帰宅困難者支援マップ等の整備	永年	防災課
帰宅困難者支援施設の拡充	永年	防災課
帰宅困難者への対応マニュアルの整備	永年	防災課
帰宅困難者の支援対策として東岡崎駅周辺の公共空間整備（東岡崎駅周辺地区整備事業） 指標・目標：東岡崎駅多目的広場、東岡崎駅前広場、東岡崎駅南口広場整備完了（～R12年度）、明大寺交通広場整備完了（～R13年度）	～R13年度	拠点整備課

対策項目 2-6 孤立地域対策

取組項目 2-6-1 孤立可能性のある集落に対する防災対策の推進 ◎

孤立した中山間地への情報伝達及び要員・物資の派遣方法を検討するとともに、ヘリコプターの要請等の訓練を実施します。
孤立集落を想定した中山間地においてヘリポートを選定し、発災時に着陸できるように整備します。

対策事業	事業期間	担当課
活動拠点等の選定と訓練の実施	永年	消防救急課・防災課
孤立する危険性が高まった地域に対する予防的な車両等の配備	永年	消防救急課
中山間地におけるヘリスポットの選定	永年	防災課

取組項目 2-6-2 避難路に利用できる林道の整備の推進 ◎

災害時の避難や孤立地域へのアクセスに活用できるよう、林道等の林内路網の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
林道等の林内路網の整備促進 指標・目標：林道古部夏山線整備の整備推進	永年	中山間政策課

取組項目 2-6-3 孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に把握する ◎

体制の整備孤立可能性のある地域への連絡体制を構築するために伝達項目リストを共有し、情報伝達訓練を実施します。

対策事業	事業期間	担当課
孤立可能性のある集落への伝達項目リストを使用した情報伝達訓練の実施 指標・目標：孤立する可能性のある地域対し、孤立集落防災訓練の実施　1回／年	永年	防災課
孤立集落の状況把握・支援体制の整備 指標・目標：孤立の可能性のある地域での実動訓練の実施（1回/年）	永年	防災課

取組項目 2-6-4 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供手段の整備 ◎

中山間地に居住する住民への情報伝達手段を検討します。

対策事業	事業期間	担当課
中山間地の集落への情報伝達手段の周知 指標・目標：市政だよりによる情報伝達手段の周知1回/年	～R11年度	防災課

対策の柱3 必要不可欠な行政機能を確保する

対策項目 3-1 社会秩序の維持

取組項目 3-1-1 被災地域における地域安全活動の推進

防災講習会や出前講座等において、自主防災活動の一環として行う災害時の防犯活動について指導を行い、災害時の共助による地域安全活動を支援します。

対策事業	事業期間	担当課
自主防災組織による災害時の防犯活動への支援	永年	防災課

取組項目 3-1-2 行方不明者相談体制の整備

行方不明者に関する相談対応を迅速に実施するための体制について事前に検討します。

対策事業	事業期間	担当課
行方不明者相談体制の検討	永年	防災課

対策項目 3-2 県・市町村の行政機能の維持

取組項目 3-2-1 市庁舎等の燃料、物資や資機材の調達、配備

庁舎の燃料、物資、資機材の配備状況について確認し、必要に応じて見直しを行います。

対策事業	事業期間	担当課
市庁舎の燃料、物資や資機材の調達体制や配備状況の確認	永年	防災課
協定等による拠点施設の自家発電設備の燃料等確保	永年	防災課

取組項目 3-2-2 参集時の物資・資材の確保

職員参集時の食料、飲料水、トイレ等の確保及び供給体制の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
職員参集時の食料、飲料水等の持参の周知と必要物資等の備蓄 指標・目標：岡崎市職員便覧への掲載	永年	防災課

取組項目 3-2-3 岡崎市業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性の確保

災害時の業務継続計画（BCP）への職員の理解と実行性を高めるため、職員研修や災害対策本部設置訓練などを実施します。

対策事業	事業期間	担当課
災害対策本部設置訓練の実施 指標・目標：訓練の実施2回／年	永年	防災課
業務継続計画（BCP）の改定 指標・目標：計画の見直し1回/年	永年	防災課

取組項目 3-2-4 被災自治体への応援体制及び受援体制の整備 ○

南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に基づき、県外自治体等からの応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、受援計画を継続的に更新・見直すとともに、応援職員等の活動拠点、車両駐車場、宿泊場所等の確保・整理を進めます。

対策事業	事業期間	担当課
実効性のある受援計画の更新・見直し 指標・目標：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に基づく岡崎市受援計画の更新　1回／年	永年	防災課

取組項目 3-2-5 発災時の職員のメンタルヘルスケア体制の確保

発災時に災害対応業務に当たる職員に対し、メンタルケアを実施する体制を確保します。

対策事業	事業期間	担当課
自身のストレス対処法や管理者の役割の周知	永年	人事課

取組項目 3-2-6 地震の発生を前提とした通信設備の運用

停電時を想定した通信機器や非常用電源の使用方法の習得訓練を実施し、地震発生時の通信機能の確保を図ります。

対策事業	事業期間	担当課
通信機器や非常用電源の使用方法の習得訓練等の実施 指標・目標：総合防災訓練にあわせた訓練実施　1回／年	永年	防災課
新たな情報伝達システムの導入 指標・目標：情報伝達システムの導入完了（令和10年度）	～R10年度	防災課

取組項目 3-2-8 被災時における市有施設の継続使用に係る体制の整備

災害時における市有施設の継続使用を確保するため、防災拠点となる本庁舎の機能維持に必要な設備の整備を推進するとともに、被災後の施設の安全性を確認するための応急危険度判定の実施体制を整備します。

対策事業	事業期間	担当課
本庁舎の整備	永年	庁舎車両管理課
指定避難所等の応急危険度判定実施体制の整備	永年	建築課

取組項目 3-2-9 庁舎の行政情報通信ネットワークの可用性の向上

デジタル無線を利用した行政情報伝達訓練を実施し、主要情報システムの継続性確保と業務の継続力向上のための業務継続計画を、必要に応じて見直します。

対策事業	事業期間	担当課
デジタル無線を使用した訓練の実施	永年	共同通信課
主要情報システムに係る業務継続計画の見直し	永年	情報システム課

取組項目 3-2-10 Jアラートの運用

全国瞬時警報システム(Jアラート)の適切な保守点検と職員の研修受講を行い、円滑に運用できるようにします。

対策事業	事業期間	担当課
Jアラート運用訓練の実施 指標・目標:訓練の実施　4回／年	永年	防災課

取組項目 3-2-11 災害応急体制の見直し

災害発生時に応急対応する人員の配置や体制の見直しを進め、災害対応力を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
目標管理型災害対応による災害対策本部運用の高度化 指標・目標:目標管理型災害対応研修の実施1回／年	永年	防災課
災害対策本部各チームマニュアルの見直し 指標・目標:マニュアルの見直し1回／年	永年	防災課
災害対策本部各チームマニュアルの作成・更新	永年	災害対策本部各チーム
市の被害状況等を迅速的確に把握するための体制整備	永年	防災課

取組項目 3-2-12 災害時の火葬場の連携強化

愛知県内で火葬場を経営する市町村及び組合との協定に基づき「火葬場連絡協議会」に参加して連携を強化するとともに、訓練を実施します。

対策事業	事業期間	担当課
火葬場連絡協議会及び訓練への参加	永年	保健政策課
災害時における火葬場の相互応援協力に関する協定	永年	保健政策課

取組項目 3-2-13　遺体の処置体制の確保

火葬場の自家発電装置の燃料を備蓄するとともに、死者の尊厳や遺族の心情等に配慮がなされるよう、葬祭用品の確保や搬送手段の確保、安置所の確保等の体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
火葬体制の確保	永年	保健政策課
葬祭用品の供給に関する協定	永年	保健政策課
災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定	永年	保健政策課
遺体安置所の指定	永年	防災課

取組項目 3-2-14　職員の家庭における地震対策の促進

職員の参集には職員及びその家族の安全確保が前提となるため、職員の自宅の耐震化や家具の固定化等を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
職員に対する防災意識向上研修の実施 指標・目標：職員に対する防災専門研修の実施1回程度／年	永年	防災課
職員地震対策アンケートの実施 指標・目標：アンケートの実施1回/年程度	永年	防災課

取組項目 3-2-15　外部委託業務の継続性の確保

システム全般の保守管理を委託している事業者に対し、市の非常配備体制に準じた体制を取るよう指示します。

対策事業	事業期間	担当課
システム保守管理業務委託先の事業者への業務継続体制確保の指示 指標・目標：業務継続体制確認1回/年	永年	防災課

取組項目 3-2-16　職員の安否・参集状況を把握する仕組みの見直し

職員の安否・参集状況と家族の安否を確認する仕組みについて、訓練等を通じて検証し、見直しを行います。

対策事業	事業期間	担当課
職員一斉伝達システムの定期訓練の実施 指標・目標：訓練の実施　2回／年	永年	防災課
消防本部の緊急招集システムの定期訓練の実施	永年	共同通信課

対策の柱4 経済活動を機能不全に陥らせない

対策項目 4-1 企業活動の継続

取組項目 4-1-1 事業所の防災対策の促進

防火管理者へ訓練等の指導を通じて、事業所の防災対策を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
防火管理者や事業所の訓練の指導	永年	予防課
事業所への出前講座等の実施	永年	防災課

取組項目 4-1-2 中小企業に対する事業継続計画(BCP)に関する啓発の実施 ○

事業継続計画(BCP)の策定推進に向けて意識啓発、情報提供等を行うとともに、防災対策の推進に向けたアドバイスを行い、事業所の防災対策を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
BCP策定・運用に関する支援 指標・目標:BCP策定・運用に関するセミナー・講演会・啓発活動等の実施・支援 延べ10事業以上(R8～12年度)	R8～12年度	商工労政課

取組項目 4-1-4 中小企業向け融資制度の充実

被災事業者の事業再建のための市、県の融資制度のあっせんを行うため、当該事務を行う人員の確保と対応マニュアル等の整備、各種支援についての事前整理を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
「中小企業事業資金(災害復旧資金)」など融資制度の実施	永年	商工労政課
被災中小企業者等の復旧支援体制の整備	永年	商工労政課

取組項目 4-1-5 地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進 ○

地震防災規程の作成指導を行い、事業所の地震対策計画の作成を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
防火管理者へ地震防災規定の作成指導	永年	予防課

取組項目 4-1-7 被災農業者の再建支援に向けた事前準備の推進

災害時や警戒宣言発令時等の金融措置について、農業協同組合や農業関係者に対する事前準備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
農業等関係者への災害対策に関する指導	永年	農務課
被災農業等関係者への融資に関する指導	永年	農務課
農業経営収入保険制度の加入推進	永年	農務課

取組項目 4-1-8 雇用の維持・確保への取組や情報発信の推進

災害により離職した方の早期就労を支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、職業相談・職業紹介等を行う体制を整備します。

対策事業	事業期間	担当課
災害による離職者に対する就労支援体制の整備	永年	商工労政課

取組項目 4-1-9 産業活動の維持のための対策の強化

被災地で行っている支援策の調査・検証を行い、被災企業の産業活動の早期復旧、社会機能回復に必要な対策や支援のあり方を検討します。

対策事業	事業期間	担当課
産業活動の早期復旧、社会機能回復に必要な対策についての検討	永年	商工労政課

対策項目 4-2 危険物等取扱施設の火災、有害物質等の流出対策

取組項目 4-2-1 危険物等の事業所の防災対策の促進

危険物、化学薬品、高圧ガス等に起因する災害を防止するため、事業所や文教施設等における保安対策と安全管理を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
危険物保安連絡協議会運営	永年	予防課
文教施設等の化学薬品等の安全対策の推進	永年	学校指導課

取組項目 4-2-2 毒物劇物製造所等の地震防災応急体制の確立の指導

毒物劇物販売業及び要届出業務上取扱者並びに医療施設における放射性物質の取扱いについて、立入監視・検査等を通じて漏洩防止措置等の指導を行い、地震防災応急体制の確立を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
毒物劇物販売業及び要届出業務上取扱者の地震防災応急体制の指導	永年	生活衛生課
放射性物質を扱う医療施設に対する地震防災応急体制の指導	永年	保健政策課

取組項目 4-2-3 石綿飛散防止対策の周知

石綿飛散防止対策マニュアルを活用して、建築物の解体工事等における石綿の飛散防止対策を速やかに実施できるよう、周知・啓発を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時の石綿飛散防止対策の実施体制の指導	永年	環境保全課

取組項目 4-2-4 大規模災害時における環境測定機能の維持対策の推進

大規模災害時にも環境面における市民の安心・安全を確保するため、必要な対策を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時の環境モニタリング機能の維持	永年	総合検査センター

対策項目 4-3 農業・漁業の維持

取組項目 4-3-1 農業集落排水施設の整備・更新

農業集落排水処理施設の損壊等による被害を防止するため、農業集落排水処理施設の耐震診断を実施し、耐震対策を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
農業集落排水処理施設更新 指標・目標：農業集落排水施設の改築・更新及び耐震化10地区（R13年度）	R2～13年度	下水道課

取組項目 4-3-2 農地や農業水利施設の整備

農村の災害対応力を高め、農業生産基盤の機能を維持するため、関係機関と連携して揚水機場等の農業水利施設の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
揚水機場整備	R9～13年度（見込み）	農地整備課

対策項目 4-4 農地・森林等の維持

取組項目 4-4-1 地域住民等による農地や農業水利施設等の保全管理活動の支援

農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域住民等が共同で行う農地や農業水利施設等の保全管理活動を支援します。

対策事業	事業期間	担当課
多面的機能支払交付金活用事業	永年	農地整備課

対策の柱5 社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る

対策項目 5-1 情報の収集・伝達

取組項目 5-1-1 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築 ○

災害情報を有効に活用し、市民等へ伝達するため、多様な情報収集・伝達手段の確保と活用を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
災害情報共有システム(Lアラート)の入力訓練の実施 指標・目標:訓練の実施　1回／年	永年	防災課
おかざき防災緊急メール「防災くん」の利用促進 指標・目標:目標:メールサービス「防災くん」登録者総数を市人口の15%(R13)	永年	防災課
災害時の放送に関する協定	永年	防災課
災害用伝言サービスの普及・啓発	永年	防災課
情報伝達手段の継続的な検証・最適化	永年	防災課

取組項目 5-1-2 外国人に対する災害支援体制の整備

外国人が災害時に必要な情報と支援を受けられるよう、多言語による情報提供、通訳人材の育成、支援拠点の運営訓練等を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時通訳ボランティアの育成 指標・目標:災害時通訳ボランティア登録者数30人/年(永年)	永年	多様性社会推進課
多言語防災チェックナビの更新と活用	永年	多様性社会推進課
コミュニティ通訳員の配置	永年	多様性社会推進課
災害多言語支援センター設置訓練の実施	永年	多様性社会推進課
外国人に対する一般防災訓練への参加促進	永年	多様性社会推進課

対策項目 5-2 電力の供給停止対策

取組項目 5-2-1 重要施設への電力の臨時供給のための体制整備

災害時に重要施設の機能を維持するため、電力事業者等との連携により、臨時の電力供給を受ける体制を整備します。

対策事業	事業期間	担当課
重要施設への電力の臨時供給のための体制整備 指標・目標：中部電力との協議（1回／年）	永年	防災課

取組項目 5-2-2 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

広域停電や通信障害の早期復旧に向け、電力・通信事業者等との連絡調整及び連携体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備 指標・目標：中部電力との協議（1回／年）	永年	防災課

取組項目 5-2-3 ライフライン関係機関との連携の推進

電気、ガス、通信等ライフライン事業者との連携により、応急対策上重要な施設のライフライン機能の確保、早期復旧に向けた迅速な対応ができるように対策を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
電気、ガス、通信等ライフライン事業者との防災訓練の実施 指標・目標：総合防災訓練にあわせた訓練実施　1回／年	永年	防災課
災害時における応急対策の協力に関する協定	永年	建設企画課
電力の応急対策や電力供給に係る情報連絡に関する協力協定	永年	防災課
災害時における災害復旧用オープンスペース使用及び被災地支援拠点の設置に関する協定	永年	防災課
上下水道被害の把握や復旧のための関係機関等の相互連絡体制の確立	永年	上下水道局総務課

対策事業	事業期間	担当課
応急給水に係る指定工事店などとの災害時の緊急体制の整備	永年	サービス課
下水道被害の把握や復旧のための職員派遣、資機材提供等の応援に係る協定	永年	下水道課

取組項目 5-2-4 防災拠点への再生可能エネルギーの導入の支援

避難所として活用することが想定される施設に太陽光発電設備を設置し、災害時の電力確保を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
防災拠点への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	永年	ゼロカーボンシティ推進課

対策項目 5-3 燃料の供給停止対策

取組項目 5-3-1 消防車両等の石油燃料の確保 ○

各署所に消防車両等の燃料の備蓄を行い、消火活動に必要な燃料の確保に努めます。

対策事業	事業期間	担当課
消防車両等の燃料の備蓄	永年	消防救急課

取組項目 5-3-2 災害応急活動の実施や防災拠点の機能確保のための石油燃料の確保

事業所等との協定により、応急活動に従事する車両等や市役所、災害拠点病院等に設置された自家発電設備用の燃料確保に努めます。

対策事業	事業期間	担当課
災害時応急用資機材提供等に関する協定	永年	防災課

取組項目 5-3-3 LPガス確保のための体制の整備

災害時におけるLPガスの供給等に関する協定によって確保する体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定	永年	防災課

対策項目 5-4 上下水道施設の機能維持

取組項目 5-4-1 上下水道施設の一体的な耐震化の促進 ◎

災害時にも安定した給水・下水処理機能を確保するため、上下水道施設・管路の耐震化を一体的かつ計画的に推進します。

対策事業	事業期間	担当課
耐震設計基準に基づいた新設時の下水道施設の地震対策の実施 指標・目標：雨水ポンプ場の整備　1施設（～R11年度） 雨水管渠の整備　2.0km（R11年度）	～R11年度	下水道課
下水道管路の耐震化 指標・目標：重要な幹線等の耐震化　39.4km（R11年度） 重要な施設に接続する下水道管路の耐震化　21km（R11年度）	～R11年度	下水道課
基幹管路再構築事業 指標・目標：基幹管路の耐震適合率　100%（R3～23年度）	R3～23年度	水道課
上下水道耐震化計画の推進 指標・目標：上下水道耐震化計画で指定された重要施設数：100施設（R7～36年度）	R7～36年度	水道課
水道施設の耐震化 指標・目標：管路全体の耐震適合率100%（永年）	永年	水道課

取組項目 5-4-3 応急給水・応急復旧体制の強化 ◎

緊急遮断弁の動作を確実にして被災時の応急給水を円滑に行うため、定期的な点検により動作状況を確認します。
応急給水活動に必要となる水量を確保するための計画作成や協定等により、発災時の水道水の

安定供給を図ります。
災害時の飲料水の円滑な供給に向けて水道施設の耐震化、飲料水の備蓄、応急給水活動に必要な資機材や体制の整備、協定等による早期の復旧活動に向けた体制整備等を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
配水池に設置されている緊急遮断弁の定期点検	永年	浄水課
被災時に必要とされる水量を確保するための計画の作成	永年	サービス課
保存用飲料水の備蓄 指標・目標：岡崎市備蓄計画に基づく備蓄数の配備	永年	防災課
災害時活用井戸の維持・確保 指標・目標：災害時活用井戸の水質検査支援：10件／年	永年	防災課
応急給水用資器材の整備増強	永年	サービス課
応急給水資器材の調達に関する協定	永年	上下水道局総務課
災害時における応急給水業務に関する協定	永年	上下水道局総務課
上水道の応急復旧に関する協定	永年	上下水道局総務課
災害時の給水計画の見直し	永年	サービス課
応急給水活動の実施に向けた訓練の実施	永年	サービス課

取組項目 5-4-4 上下水道局業務継続計画（BCP）の充実

大規模な災害時も下水道施設が機能維持または早期回復できるよう、平時の備えもあわせて随時見直しを行います。

対策事業	事業期間	担当課
上下水道局業務継続計画（BCP）の見直し	永年	経営企画課

対策項目 5-5 交通ネットワークの機能維持

取組項目 5-5-1 緊急輸送道路等の整備の推進 ◎

救助、救急、医療及び消火活動を着実に実施するため、道路網の充実、道路閉塞の防止、道路啓開体制の整備及び災害時に活用可能なオープンスペースの確保を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
道路構造物の老朽化対策	永年	道路維持課
緊急輸送路沿道建築物の耐震化	～R12年度	住環境政策課
都市計画道路の整備	永年	道路建設課
生活道路の拡幅整備	永年	道路維持課
応急復旧作業のための事前準備（建設機械等の把握、道路啓開体制の確立、道路啓開計画の検討、放置車両対策）	永年	建設企画課
長寿命化修繕計画による計画的な橋りょうの維持管理	永年	道路建設課
橋りょうの耐震化の推進	永年	道路建設課
中山間地の道路網の整備	永年	道路建設課
道路沿いの危険箇所等の重点的な落石防止、法面崩壊防止等の防災工事の実施	永年	道路維持課
緊急輸送道路復旧用オープンスペースの確保	永年	防災課

取組項目 5-5-2 緊急輸送道路ネットワークの強化 ◎

防災拠点を連絡する緊急輸送道路ネットワーク計画や、孤立が想定される中山間地における緊急時ヘリポートの確保、輸送手段の確保、迅速な道路啓開体制の強化等を推進し、緊急輸送ネットワークを強化します。

対策事業	事業期間	担当課
第3次緊急輸送道路の指定	永年	防災課
緊急時ヘリポート可能箇所の把握	永年	防災課
応急復旧作業、資機材調達、輸送等に関する協定	永年	防災課
災害時における車両等の確保・調整	永年	庁舎車両管理課

対策事業	事業期間	担当課
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（取組項目2-1-4再掲）	永年	消防救急課

取組項目 5-5-3 無電柱化の推進 ◎

震災時に電気、電話等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るとともに、道路上の工作物等をできる限り少なくして災害応急対策の円滑な実施を図るため、無電柱化を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
市道の無電柱化の推進	R8～17年度	まちづくり推進課

対策の柱6 迅速かつ強靭な姿での復興を目指す

対策項目 6-1 復興方針、復興体制の整備

取組項目 6-1-1 事前復興まちづくりの取組促進

防災都市づくり計画に位置付けた具体施策を実施し、災害に強い空間づくりと各地域の共助の取組による防災まちづくりを推進します。

対策事業	事業期間	担当課
防災都市づくり計画の実施	永年	都市計画課
「震災復興都市計画の手引き」の作成、研修 指標・目標：研修会等の開催　1回/年（永年）	永年	都市計画課
都市復興に関する調査研究	永年	都市計画課

取組項目 6-1-2 震災復興都市計画模擬訓練による職員育成

愛知県都市計画課が実施する県内自治体職員向けの「震災復興都市計画模擬訓練」への参加により、震災復興都市計画に携わる職員を育成します。

対策事業	事業期間	担当課
震災復興都市計画模擬訓練への参加 指標・目標：県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練の毎年度参加（永年）	永年	都市計画課

取組項目 6-1-3 被災者生活再建・産業再建支援マニュアルの活用

愛知県が策定した「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」を活用して復旧期の対応に関する職員教育を行い、迅速な復興の推進体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
愛知県の「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」による職員教育	永年	防災課

取組項目 6-1-4 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の推進

岡崎市暴力団排除条例に基づき、平常時から暴力団員、暴力団を公共工事の入札に参加させないなど、暴力団の排除のために必要な措置を講じます。

対策事業	事業期間	担当課
復旧・復興事業への暴力団排除条項の積極的活用	永年	契約課

取組項目 6-1-5 被災中小企業の再建支援に向けた事前準備の推進

被災事業者の早期事業再開を支援するため、融資制度の紹介資料の作成や金融機関との協力協定など、事前準備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時における融資支援体制の整備	永年	商工労政課

対策項目 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の確保

取組項目 6-2-1 防災担当委員を中心とした防災人材のネットワーク化の推進

防災担当委員等を対象とした研修を実施し、地域防災活動を担う人材の育成・資質向上と相互連携を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
防災担当委員の育成 指標・目標：防災担当委員研修の実施：2回／年	永年	防災課

取組項目 6-2-2 防災ボランティア団体・NPO との連携の推進

ボランティア団体、NPO団体、大学等との協定等による災害時協力体制の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
ボランティアの受け入れ体制整備等に関する協定	永年	福祉政策課
災害ボランティア支援センター体制整備 指標・目標：訓練実施回数2回/年（永年）	永年	福祉政策課

対策事業	事業期間	担当課
発災時の「岡崎市災害ボランティア支援センター」設置、ボランティアの受入れ、調整、派遣などの業務の一元化に向けた事前検討・整備	永年	福祉政策課
災害時のボランティア活動拠点や資機材の整備、資機材調達リスト等の作成・管理	永年	福祉政策課

対策項目 6-3 災害廃棄物対策

取組項目 6-3-1 災害廃棄物処理体制の強化

災害時の廃棄物処理対策の充実と強化を図るため、災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直しを行うとともに、協定等により処理体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時の一般廃棄物処理、し尿及びごみ処理相互援助に関する協定	永年	廃棄物対策課
災害廃棄物処理計画に基づく訓練の実施 指標・目標：年1回の訓練実施（R7～11年度）	R7～11年度	廃棄物対策課
災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定	永年	廃棄物対策課
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	永年	廃棄物対策課

取組項目 6-3-3 社会福祉協議会等との連携による災害廃棄物対策の推進

災害廃棄物を円滑に処理するため、社会福祉協議会等と連携した支援体制を確保します。

対策事業	事業期間	担当課
社会福祉協議会と連携した災害廃棄物処理の支援体制の確保	永年	廃棄物対策課

対策項目 6-4 生活再建

取組項目 6-4-1 被災建築物及び被災宅地の危険度判定の実施体制の整備

愛知県建築物地震対策推進協議会の講習等を通じ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士を養成し実施体制の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
被災建築物応急危険度判定士の養成 指標・目標：被災建築物応急危険度判定士登録者350人を維持（永年）	永年	建築指導課
被災宅地危険度判定士の養成・登録 指標・目標：被災宅地危険度判定士登録者170人を維持（永年）	永年	建築指導課
愛知県建築物地震対策推進協議会による体制整備	永年	建築指導課

取組項目 6-4-2 罹災証明の早期発行に向けた体制の整備 ○

被災者の住宅再建を早期に支援するため、職員の研修会等を開催し、罹災証明の早期発行に向けた体制の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
住家の被害認定調査研修の実施 指標・目標：1回/年（永年）	永年	資産税課
家屋被害認定士の育成 指標・目標：あいち・なごや強靱化共創センターの「住家の被害認定研修」の受講（永年）	永年	資産税課

取組項目 6-4-3 仮設住宅建設に係る体制の整備

応急仮設住宅の建設候補地の見直しと訓練の実施等により、被災時の応急仮設住宅の建設を円滑に実施するための体制の整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
応急仮設住宅建設候補地台帳の整備・更新 指標・目標：応急仮設住宅建設候補地の確保：1,350 戸を維持（永年）	永年	市営住宅課
応急仮設住宅に係る県・他市町村との連携体制の整備 指標・目標：県が主催する応急仮設住宅模擬訓練への参加（永年）	永年	市営住宅課

取組項目 6-4-4 公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備

被災者に迅速に住居を提供するために、愛知県や公共団体との連携によって空き家を把握し、一時入居に係る体制整備を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備	永年	市営住宅課

取組項目 6-4-6 被災住宅の応急修理に係る体制の整備

被災者の住宅再建を早期に支援するため、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制を整備するとともに、市営住宅等の一時入居に向けた事前準備を進めます。

対策事業	事業期間	担当課
住宅の応急修理の実施に向けた事前準備	永年	住環境政策課
市営住宅等への一時入居に向けた事前準備	永年	市営住宅課

取組項目 6-4-7 岡崎市災害弔慰金等支給審査委員会の円滑な運営体制の確保

災害関連死の認定等を適正かつ円滑に行うため、岡崎市災害弔慰金等支給審査委員会の運営体制を確保します。

対策事業	事業期間	担当課
岡崎市災害関連死審査指針に沿った適正な審査	永年	福祉政策課

取組項目 6-4-8 生活相談対応の充実 ○

災害時の市民相談の迅速・的確な運営を確保するため、各種市民相談に対応する体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
災害時の市民相談体制の充実	永年	防犯交通安全課
出前講座「災害時のメンタルヘルス」の実施	永年	健康増進課
住宅・生活資金に関する市民相談窓口の設置等、災害支援協力に関する金融機関との協定	永年	防災課

取組項目 6-4-9 災害ケースマネジメントの普及 ○

被災者一人ひとりの状況や課題を把握し、官民が連携して継続的な生活再建支援を行う災害ケースマネジメントの実施体制を整備します。

対策事業	事業期間	担当課
災害ケースマネジメント実施体制の推進	永年	防災課

取組項目 6-4-10 地籍整備の推進

公共用地及び民地の境界について、復元可能な世界測地系の測量を実施し、災害において消失した各境界を復元できるようにします。

対策事業	事業期間	担当課
地籍調査の実施と推進	永年	土木管理課

対策項目 6-5 広域・長期にわたる浸水対策

取組項目 6-5-1 地盤沈下防止対策の推進

地下水の揚水量の測定器の設置と揚水量の報告制度により、地盤沈下防止対策を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
地下水の過剰揚水の監視・抑制	永年	環境保全課

対策項目 6-6 文化財の保護

取組項目 6-6-1 文化財建造物の防災施設の整備

文化財の地震災害による被害の軽減を図るため、防災施設整備への指導を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
文化財の防災施設整備への指導	永年	社会教育課

対策の柱7　人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める

対策項目　7-1 リスクコミュニケーション

取組項目　7-1-1　防災協働社会の推進

岡崎市防災基本条例に基づき、市民、事業者、市及び議会がそれぞれの責務と役割に従って、自助、共助、公助の理念を念頭に、連携・協働して防災対策に取組み、防災協働社会を推進していきます。

対策事業	事業期間	担当課
岡崎市防災基本条例に基づく防災・減災対策の推進	永年	防災課
市民、事業所の「自助・共助」による防災対策の推進	永年	防災課

取組項目　7-1-2　地域強靭化計画の普及・啓発を通じた各主体の取組の促進

岡崎市地域強靭化計画の取組や進捗を公表し、市民、事業者、関係機関など多様な主体による防災・減災の取組を促進します。

対策事業	事業期間	担当課
岡崎市地域強靭化計画の進捗の管理 指標・目標：進捗状況調査の実施1回／年	R9～13年度	防災課

取組項目　7-1-3　市民の防災意識の向上

市民、防災防犯協会、事業所を対象に出前講座、自主防災活動説明会、地域総合防災訓練等を実施し、地域防災力の向上を推進します。消防ひろばや防災展などのイベントの開催や火災予防運動期間中のポスター掲示、市民や一人暮らしの高齢者・障がい者を対象とした住宅防火訪問等、様々な機会を捉え火災予防意識、防災意識の啓発を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
防災講習会や出前講座等の実施 指標・目標：70回／年	永年	防災課
地震に関する市民意識調査の実施	永年	防災課
多様なニーズに応じた防災学習・啓発資材の充実と活用促進	永年	防災課

対策事業	事業期間	担当課
住宅防火訪問の実施	永年	予防課
ポスター、チラシ等による意識啓発	永年	予防課
防災展の開催 指標・目標：防災イベントの実施：2回／年	永年	防災課
東庁舎の防災意識啓発施設の活用	永年	防災課

取組項目 7-1-4 全庁的な防災教育啓発事業の共有

横断的な庁内勉強会を開催し防災意識啓発事業の情報共有と推進を図ります。

対策事業	事業期間	担当課
庁内勉強会の開催と各部局の防災教育啓発事業の情報共有 指標・目標：庁内勉強会の開催1回/年程度	永年	防災課

取組項目 7-1-5 煙体験を活用した防火・防災啓発の実施

事業所、地域、学校、保育園等が行う訓練等に煙体験を活用し、煙の危険性や火災時の安全な避難行動を体験的に学ぶことで、防火・防災意識の向上を図ります。

対策事業	事業期間	担当課
防災訓練等における煙体験の活用	永年	予防課

取組項目 7-1-6 学校教育における実践的防災教育の充実

市立小中学校において、特別学習や道徳の時間に防災学習や命の大切さを伝える学習を行い、児童・生徒の防災教育を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
安全教育の実施	永年	学校指導課
「命の学習」の実践	永年	学校指導課

取組項目 7-1-7 幼年・少年消防クラブ員の育成

幼年・少年消防クラブ運営指導や県消防学校1日入校・防火作品の募集・一日消防署長、防災講習会・訓練等の開催により、子ども達の防災意識の啓発を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
幼年・少年消防クラブ指導・育成	永年	予防課

取組項目 7-1-8 防災まちづくりの啓発活動の推進

災害危険度判定調査の結果の周知や防災まちづくりワークショップ、町内会の防災マップ作成等の支援や、地区防災計画の作成を推進するなど、地区ごとに想定される被害への理解を深め、地域住民主体の防災まちづくり活動を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
防災まちづくりの啓発活動の推進	永年	都市計画課
町防災マップ作成・更新支援	永年	防災課
地区防災計画作成・更新支援	永年	防災課

取組項目 7-1-9 自主防災組織の活動の活性化

町内会など既存コミュニティや防災・防犯協会、自主防災組織の活動支援や資機材整備への支援を行い、地域における防災活動の実行性を高め、地域防災力の向上を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
各防災防犯協会における防ぎょ隊組織結成の支援	永年	防災課
自主防災活動説明会の開催 指標・目標：自主防災活動説明会の実施：1回／年	永年	防災課
防災防犯協会の活動支援	永年	防災課
防災防犯協会連合会補助 指標・目標：補助金を活用した表彰者又は団体数：●件／年	永年	防災課
女性防災クラブ運営	永年	予防課
女性防災クラブ連絡協議会補助	永年	予防課
自主防災組織の資機材整備補助	永年	防災課

対策事業	事業期間	担当課
自主防災組織と防災関係機関同士のネットワーク化に必要な訓練等事業の実施及び支援、指導 指標・目標：総合防災訓練に合わせた訓練の実施　1回／年	永年	防災課

取組項目 7-1-10 国、県、市、防災関係機関、市民の連携による防災訓練の実施

国、県、防災関係機関、地域住民等と連携して総合防災訓練を実施し、各主体の連携と地域の災害対応力を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
総合防災訓練の実施 指標・目標：総合防災訓練の実施　1回/年	永年	防災課

取組項目 7-1-11 ハザードマップの作成・更新

市民が地域の災害リスクを正しく理解し、適切な避難行動をとれるよう、地震、水害、液状化、農業用ため池等のハザードマップを作成・更新し、周知します。

対策事業	事業期間	担当課
農業用ため池のハザードマップの公表・更新 指標・目標：防災重点農業用ため池83箇所のハザードマップ公表率100%を維持（必要に応じて更新）（永年）	永年	農地整備課
液状化危険度の周知 指標・目標：新しい南海トラフ地震被害予測調査に基づく地震ハザードマップの作成及び最新情報への更新1回／年	永年	防災課
水害ハザードマップ作成・更新 指標・目標：最新情報への更新1回／年	永年	防災課
地震ハザードマップ作成・更新 指標・目標：新しい南海トラフ地震被害予測調査に基づく地震ハザードマップの作成及び最新情報への更新1回／年	永年	防災課

取組項目 7-1-12 県との連携によるマイ・ハザードマップの普及促進

県と連携してマイ・ハザードマップの普及を促進し、市民が地域の災害リスクを把握して適切な避難行動をとれるよう支援します。

対策事業	事業期間	担当課
県との連携によるマイ・ハザードマップの普及促進	永年	防災課

取組項目 7-1-13 県との連携による「みずから守るプログラム」の推進

県の「みずから守るプログラム」を活用し、地域住民が水害リスクを理解し、主体的に避難行動を考える取組を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
県との連携による「みずから守るプログラム」の推進	永年	防災課

取組項目 7-1-14 災害教訓の伝承

岡崎市に係る既往災害の記録や過去の災害教訓、被災地への支援の記録等をとりまとめ、活用します。

対策事業	事業期間	担当課
歴史災害探索まちあるきガイドの啓発	永年	防災課
過去の災害教訓の伝承に係る意識啓発	永年	防災課
被災地支援記録集の作成	永年	防災課

対策項目 7-2 人材育成

取組項目 7-2-1 職員の防災意識の向上と災害対応能力の向上の推進

職員の研修の充実、訓練の実施により、職員の防災意識の向上と災害対応能力の向上を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
市の新規採用職員の防災意識の向上に向けた研修の実施 指標・目標：新規採用職員研修の実施1回/年	永年	防災課

対策事業	事業期間	担当課
市職員の「防災スペシャリスト養成研修（有明の丘）」への参加 指標・目標：毎年度2名の研修派遣	永年	防災課
職員防災研修の実施 指標・目標：職員に対する防災専門研修の実施　1回程度／年	永年	防災課
職員情報伝達訓練の実施 指標・目標：情報伝達訓練の実施1回/年	永年	防災課
気象防災アドバイザーの活用 指標・目標：気象防災アドバイザーを活用した研修会の実施1回/年	永年	防災課

取組項目 7-2-2 県が実施する防災専門研修への参加

県が実施する防災専門研修への職員の参加を促進し、災害対応に必要な専門知識と実践的な対応力の向上を図ります。

対策事業	事業期間	担当課
県が実施する防災専門研修への参加 指標・目標：年1回以上の参加	永年	防災課

取組項目 7-2-3 災害マネジメント総括支援員への登録及び活用

災害マネジメント総括支援員の登録要件を満たす職員を育成・登録し、大規模災害時の応援・受援に活用できる体制を整備します。

対策事業	事業期間	担当課
災害マネジメント総括支援員への登録及び活用	永年	防災課

取組項目 7-2-4 実践的な防災訓練の実施

実践的かつ様々な方法を取り入れた各種訓練を反復、継続して実施し、検証を行い、災害対応力を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
受援訓練の実施	永年	防災課

対策事業	事業期間	担当課
通信訓練の実施 指標・目標：総合防災訓練にあわせた訓練実施　1回／年	永年	防災課
各種救助訓練、救出訓練、物資の輸送、給水、炊き出し等の各種訓練の実施 指標・目標：総合防災訓練にあわせた訓練実施　1回／年	永年	防災課
防災関係機関の訓練への協力	永年	防災課
保育園、こども園、小学校、中学校の訓練の指導	永年	学校指導課

取組項目 7-2-5　市幹部職員の災害時の業務継続力の強化

管理職を対象とした防災研修を実施し、災害時の業務継続に関する職員の教育訓練を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
防災担当幹部職員を対象とする防災研修会の開催 指標・目標：幹部職員防災研修会の開催1回／年	永年	防災課

取組項目 7-2-6　防災情報システムの運用

防災情報システムを操作する役割の職員に対してシステム操作研修を実施し、システムを確実に運用できるようにします。

対策事業	事業期間	担当課
防災情報システム研修・操作訓練の実施 指標・目標：訓練の実施1回／年	永年	防災課

取組項目 7-2-7　教職員研修の実施

学校の防災力を強化するため、教職員への防災教育を実施し、防災教育指導力の向上を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
学校職員に対する防災に関する研修の実施	永年	学校指導課

対策項目 7-3 産学官民・広域連携

取組項目 7-3-1 近隣自治体との連携体制の強化

近隣自治体や災害時の応援協定を締結している他市町村、防災関係機関と連携した訓練を行い、広域的な連携体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
近隣自治体との連携による広域的な訓練の実施	永年	防災課
協定を締結している他市町村及びその他防災機関等との訓練、情報交換等の実施	永年	防災課

取組項目 7-3-2 広域的な応受援体制の充実

広域連携、支援体制の確立に向けて他自治体との協定を締結するとともに、職員の派遣や受援に関するマニュアルを整備し、応受援体制の実行性を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
大規模災害時の相互応援に関する協定	永年	防災課
中核市災害相互応援協定 指標・目標：中核市市長会中部ブロック防災担当者会議への参加	永年	防災課
災害時相互応援に関する協定	永年	防災課
西三河災害時相互応援協定	永年	防災課

取組項目 7-3-3 産官学連携による防災人材の育成

大学や防災研究機関等と連携して、災害対策機能の強化や減災に資する防災教育・啓発活動を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
防災科学技術研究所との災害対応力強化のための連携・協力に関する協定	永年	防災課

取組項目 7-3-4 大学・研究機関と連携した防災体制の強化 ○

西三河防災減災連携研究会、防災研究機関、大学等との連携によって、最新の調査・研究の成果を常に把握しながら防災体制や取組を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
西三河防災減災連携研究会への参加 指標・目標：研究会への継続参加	永年	防災課
国、県、その他関係研究機関等の調査研究成果を積極的に活用した科学的な震災対策の立案	永年	防災課
大規模災害時等における市内大学・短期大学との連携に関する協定	永年	防災課
大学機関への研究員等の派遣 指標・目標：名古屋大学への受託研究員の派遣1名/年	永年	防災課
地震被害想定の実施	永年	防災課
長時間洪水予測と避難シミュレーションを活用した矢作川避難対策の高度化 指標・目標：シミュレーションを活用した訓練の実施（1回/年）	永年	防災課

対策項目 7-4 デジタル活用等

取組項目 7-4-1 デジタル技術を活用した災害対応力の向上

迅速で的確な災害対応につなげるため、デジタル技術を活用して人的被害、ライフライン被害、河川・浸水状況等の情報を収集・一元化し、共有・活用する体制を強化します。

対策事業	事業期間	担当課
アセスメントロールアップを活用した災害情報収集・集約体制の強化 指標・目標：アセスメントロールアップシステムの実用化（令和13年度まで）	永年	防災課
次期防災情報システムの導入 指標・目標：次期防災情報システムの導入（～令和12年度）	令和12年度	防災課

取組項目 7-4-2 災害対策用ドローンの社会実装に係る取組の推進

災害対策用ドローンの活用に向けて、技術動向や先進事例、運用上の課題等に関する情報収集を行い、社会実装に向けた取組を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
災害対策用ドローンの社会実装に係る取組の推進 指標・目標：ドローンの活用に向けた情報収集の実施	永年	防災課

対策項目 7-5 地域防災活動を支える基盤の充実

取組項目 7-5-1 防災活動拠点の見直し・確保

地域の自主防災活動や行政、防災関係機関による応急・復旧活動を円滑に実施するため、活動拠点となる施設や公園等の機能及び配置を見直し、必要な整備・改善を行うことで、防災活動拠点の確保を推進します。

対策事業	事業期間	担当課
地区集会施設整備事業費補助	永年	市民協働推進課
都市公園等の整備・改善（取組項目1-2-2再掲）	永年	公園緑地課
市民センター管理運営	永年	生涯学習課
道の駅防災拠点の活用推進	永年	防災課